危機管理用語集

No.	用　語　等	解　　　　　説
1	ＮＢＣＲ災害	核物質（Nuclear）・生物剤（Biological）・化学剤（Chemical）・放射性物質（Radiological）の災害
2	トリアージ	災害発生時等に多数の傷病者が同時に発生した場合に、傷病者の緊急度や重傷度に応じて適切な処置や搬送を行うための治療優先順位を決定することをいう。
3	ハザードマップ	自然現象に起因する災害の危険度を示す地図。ナチュラルハザードマップともいう。
4	一時（いっとき）集合場所	避難場所へ避難する前に、近隣の避難者が一時的に集合して様子を見る場所又は避難者が避難のために一時的に集団を形成する場所で、集合した人々の安全が確保されるスペースを有する学校のグランド、神社、仏閣の境内等がある。
5	一時滞在施設	災害時に、駅周辺の滞留者や路上等の屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない者を一時的に受け入れる施設をいう。一時滞在施設の管理者は、行政機関と連携して、受け入れた者に休憩場所や食料・飲料水等の提供、災害関連情報その他必要な情報を提供する。
6	液状化	ゆるく堆積した沖積層の砂質地盤に地震動が加わると、間隙水圧の上昇により砂の粒子と粒子の噛み合わせがはずれ、一時的に液状になり支持力を失う現象
7	帰宅困難者	地震発生時に通勤、通学、買い物等の外出者のうち、大地震が発生し交通機関が停止した場合、翌朝までの徒歩帰宅が困難であると想定されるものをいう。
8	警戒宣言	「地震防災対策強化地域」に関わる地震（いわゆる東海地震）の発生のおそれを警戒する宣言。内閣総理大臣は地震発生のおそれのある旨の「地震予知情報」を受け、必要な場合は「警戒宣言」を発する。これが発せられると、関係機関はあらかじめ定められている計画に基づき直ちに緊急防災対策を実施する。
9	（広域）避難場所	大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地等のオープンスペースをいう。
10	災害拠点病院と後方医療施設	災害拠点病院とは、通常の医療供給体制では医療の確保が困難になった場合に、傷病者を受け入れるとともに、知事の要請に基づいて、医療救護班を編成し、応急的な医療を実施する医療救護所との連携を基に重症者の医療を行う病院をいう。 後方医療施設とは、都の区域内及び近隣県等で災害が発生し、通常の医療体制では被災者に対する医療の確保が困難となった場合に、傷病者の受入れ及び医療救護班の派遣などを行う施設をいう。
11	災害時帰宅支援ステーション	災害時、救急・救助活動が落ち着いた後に帰宅困難者の徒歩帰宅を支援するため、可能な範囲で水道水、トイレ、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報などを提供する施設。

12	災害用伝言ダイヤル	被災地内の電話番号をメールボックスとして、安否等の情報を音声により伝達するボイスメールのこと。安否情報等の伝言を比較的余裕のある全国へ分散させ、交通渋滞を例とすれば、渋滞を避けたうかい先で伝言のやり取りをする仕組みであり、「１７１」をダイヤルし、音声の指示に従う。
13	災害要援護者	必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなど災害時の一連の行動に支援を必要とする人々をいう。高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等を想定している。
14	事業所防災計画	東京都震災対策条例に基づき、その事業活動に関して震災を最小限にとどめるため、都及び区市町村の地域防災計画を基準として、事業者が作成しなければならない計画
15	図上訓練	防災訓練のうち、実際に現場での各種訓練行動等を行わず、ロールプレイング方式により訓練者へ一定の条件を付与することにより、応急対策業務の判断調整能力を高めるための訓練をいう。実働訓練の対語でもある。
16	耐震診断	現在ある構造物の耐震性を判定すること。耐震点検ともいう。耐震診断で、耐震性が十分でないと判定された構造物に対しては、緊急性、必要性、重要性などを考慮して耐震補強を行うことが必要となる。
17	二次避難所（福祉避難所）	二次避難所とは、自宅や避難所での生活が困難で、介護などのサービスを必要とする人を一時的に受け入れ保護する施設をいう。区市町村が、社会福祉協議会等をあらかじめ指定する。
18	避難勧告	災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき、災害対策基本法に基づき、区市町村長が必要と認める地域の居住者や滞在者等に対し、避難のための立退きを勧告すること。災害の発生より区市町村が事務を行うことができなくなった場合には、当該都道府県知事が区市町村長に代わって実施する。
19	避難所	避難所とは、地震等による家屋の倒壊、焼失などで被害を受けた者又は現に被害を受ける恐れのある者を一時的に受け入れ、保護するために開設する区市町村が学校、公民館等の建物をいう。
20	避難道路	避難場所へ通じる道路であって、避難圏域内の住民を当該避難場所に迅速かつ安全に避難させるため、あらかじめ指定した道路をいう。
21	防災行政無線	国及び地方公共団体が非常災害時における災害情報の収集・伝達手段の確保を目的とする、無線による通信網。災害時に有線回線が途絶した場合でも、使用することができる。
22	防災市民組織（自主防災組織）	地域の初期消火活動や救護活動、避難場所への安全な移動など、地域の防災計画を担う組織で、町会や自治会などを主体に結成されている。
23	木造住宅密集地域	木造住宅を中心とした老朽住宅等が密着し、かつ、公共施設等への未整備により、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要であると認められた地域をいう。

防災用語外国語表記例集

● 災害時帰宅支援ステーション等の運営において、外国人向けの案内板を設置する際、以下の外国語表記例を参考にして、外国人に配慮するよう努めること。また、漢字には適宜ふりがなを振るなどの工夫も必要である。

なお、以下の表記例は学校危機管理マニュアル改訂検討委員会事務局による翻訳例であるため、若干のニュアンスの違いが生じる場合も考えられる。

No.	用語	英語	中国語	韓国語
1	一時滞在施設	Temporary Stay Facility (Facilities)	临时逗留设施	일시체재시설、임시체재시설
2	災害時帰宅支援ステーション	Support Station (for those returning home following a disaster)	灾难时回家救援站	재해시 귀가 지원 스테이션
3	一時（いっとき）集合場所	Temporary Gathering Site	临时集合场所	일시집합장소、임시집합장소
4	（広域）避難場所	Evacuation Site	避难场所	(광역) 피난장소
5	避難所	Evacuation Shelter	避难处	피난소
6	福祉避難所	Evacuation Shelter for those with Special Medical Needs	福利救助避难所	복지피난소
7	●●災害対策本部	●● Disaster Response Headquarters	灾难对策指挥所	재해대책본부
8	飲料水	Drinking Water	饮用水	음료수
9	食糧	Food	食品	식량
10	トイレ	Toilet (s)	厕所	화장실
11	周辺地図	Area Map	周围的地图	주변지도
12	道路交通情報	Road Traffic Information	道路信息	도로 교통정보
13	毛布	Blanket (s)	毛毯	모포、담요
14	簡易トイレ	Portable Toilet (s)	简易厕所	간이 화장실
15	医薬品	Medical Supplies	药品	의약품
16	ゴミ集積場所	Trash Disposal Area	垃圾站	쓰레기 집적 장소
17	要援護者スペース	Area for Those with Special Needs	需要支援者区	요지원자 스페이스、요원호자 스페이스
18	児童・生徒スペース	Area for Children and Students	儿童学生区	아동・학생 스페이스

No.	用語	英語	中国語	韓国語
19	負傷者スペース	Area for the Injured	负伤者区	부상자 스페이스
20	一般避難者スペース	Area for Ordinary Evacuees	一般避难者区	일반피난자 스페이스
21	障害者スペース	Area for Those with Disabilities	残疾人区	장애자 스페이스
22	喫煙スペース	Smoking Area	吸烟区	흡연 스페이스
23	立入禁止区域	Restricted Access. Do not enter.	禁止进入区	출입금지 구역
24	（校内）危険区域	Danger! Keep out!	危险区	(교내) 위험 구역
25	体育館	Gymnasium	体育馆	체육관
26	屋上	Roof	屋顶	옥상
27	校庭	School Grounds	校园	교정
28	休息場所	Rest Area	休息处	휴게장소
29	コンビニエンスストア	Convenience Store	便利店	편의점
30	医療救護所	Medical Aid Station	医疗救护站	의료 구호소
31	特設公衆電話	Free Public Phone	公用电话	특설 공중전화
32	受付	Reception Desk	问讯处	접수
33	受付簿	Sign-in Sheet	来访登记	접수부
34	避難者名簿	Registry of Evacuees	避难者名单	피난자 명부
35	避難経路	Evacuation Route	避难通路	피난경로
36	非常口	Emergency Exit	紧急出口	비상구
37	Wi-Fi利用エリア	Wi-Fi Access Area	Wi-Fi使用区	Wi-Fi 이용구역
38	交通機関運行情報	Public Transport Information	公共交通信息	교통기관 운행정보
39	最寄駅	Nearest Station	最近的车站	가까운 역
40	備蓄物資配布所	Distribution Point for Relief Goods	储备物品分发处	비축물자 배포소

避難場所及び避難道路図（平成19年度改定）

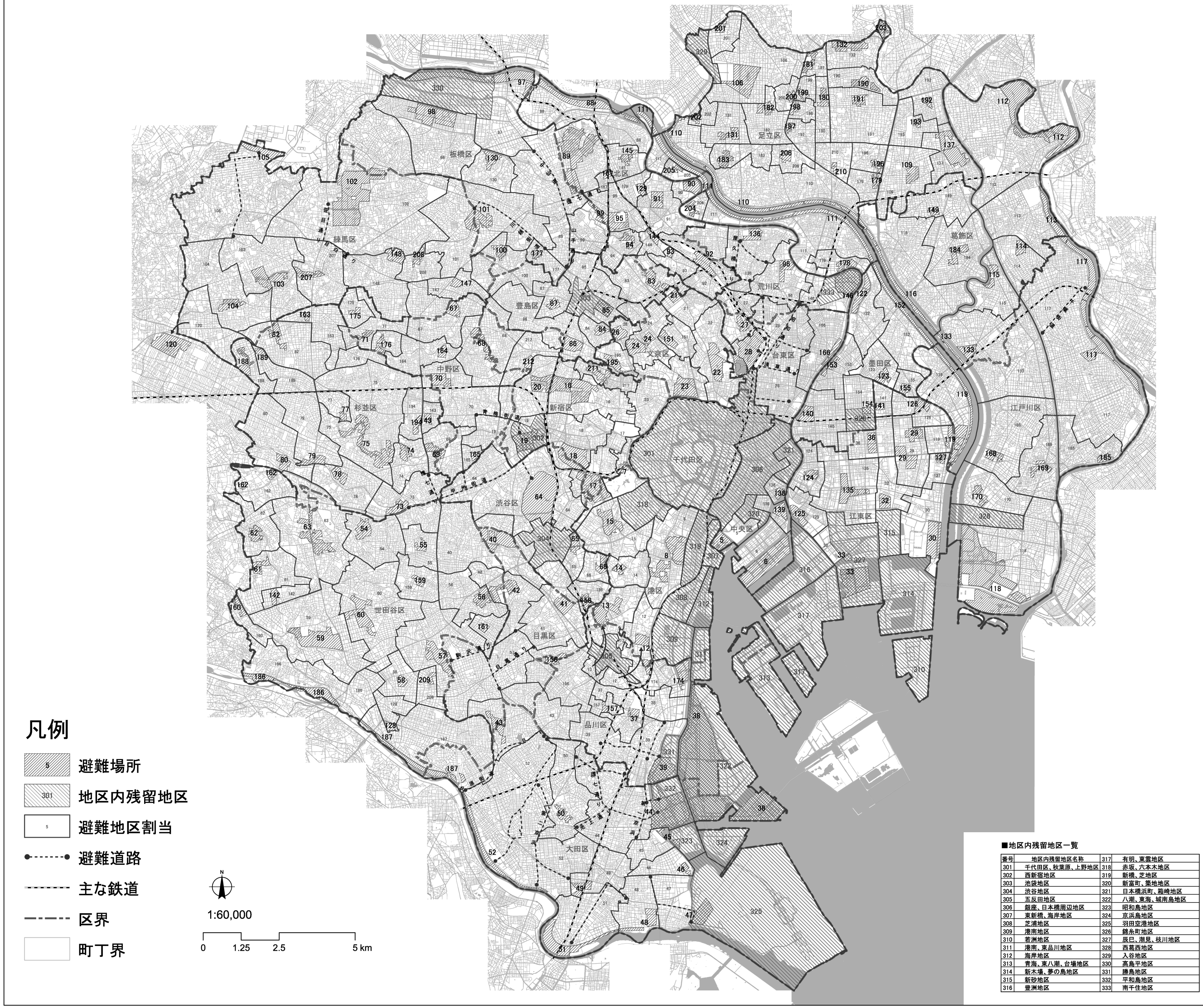

■避難場所一覧

番号	避難場所名称				
5	浜離宮	78	柏の宮公園一帯	147	武蔵大学
6	晴海地区	79	都営上高井戸住宅一帯	148	豊島園
7	迎賓館一帯	80	久我山二丁目地区グランド一帯	149	上千葉砂原公園一帯
8	芝公園・慶応大学一帯	82	上井草スポーツセンター一帯	151	小石川植物園
12	高輪三丁目・四丁目・御殿山地区	83	染井墓地・駒込中学校一帯	152	荒川・四ツ木橋緑地
13	自然教育園・聖心女子学院一帯	84	雑司ヶ谷墓地	153	墨田区役所・隅田公園自由広場一帯
14	有栖川宮記念公園一帯	85	豊島区立総合体育場一帯	154	錦糸公園
15	青山墓地一帯	86	学習院大学	155	立花一丁目団地一帯
16	戸山公園一帯	87	立教大学	156	林試の森公園
17	明治神宮外苑地区	88	荒川河川敷・赤羽ゴルフ一帯	157	戸越公園一帯
18	新宿御苑	89	桐ヶ丘・赤羽台・西が丘地区	158	恵比寿ガーデンプレイス
19	新宿中央公園・高層ビル群一帯	90	豊島五丁目団地一帯	159	国士舘大学一帯
20	百人町三・四丁目地区	91	王子六・飛鳥高校・駿台学園一帯	160	きたみふれあい広場一帯
21	六義園	92	JR田端・尾久操車場	161	学芸大学附属高校一帯
22	東京大学	93	北区防災センター一帯	162	烏山北住宅・日本女子体育大学一帯
23	後楽園一帯	94	都営滝野川三丁目団地一帯	163	井草森公園一帯
24	お茶の水女子大学一帯・教育の森公園一帯	95	十条台・北区中央公園一帯	164	平和の森公園一帯
26	護国寺一帯	96	荒川自然公園一帯	165	東京大学附属中等教育学校一帯
27	谷中墓地	97	浮間公園・荒川河川敷緑地一帯	166	隅田公園一帯
28	上野公園一帯	98	高島平二・三丁目地区	167	清水坂公園一帯
29	大島・北砂団地一帯	99	東京家政大学・加賀中学校一帯	168	船堀一丁目住宅一帯
30	新砂三丁目地区	100	公社向原住宅一帯	169	都立葛西工業高校・西瑞江住宅一帯
32	公社南砂二丁目団地一帯	101	城北中央公園一帯	170	行船公園・宇喜田住宅一帯
33	辰巳団地・潮見運動公園一帯	102	光が丘団地・光が丘公園一帯	174	天王洲アイル周辺
36	猿江恩賜公園一帯	103	石神井公園一帯	175	都立武蔵丘高校一帯
37	JRアパート・品川区役所一帯	104	上石神井アパート一帯	176	白鷺一丁目地区
38	大井ふ頭一帯	105	大泉中央公園一帯	177	都営幸町アパート一帯
39	大井競馬場・しながわ区民公園	106	舎人公園一帯	178	千寿第八小学校一帯
40	駒場東大・駒場野公園一帯	109	東綾瀬団地一帯	179	都立江北高校一帯
41	中目黒公園一帯	110	荒川北岸・河川敷緑地一帯	180	竹の塚第一団地一帯
42	世田谷公園一帯	111	荒川南岸・河川敷緑地一帯	181	都営西保木間四丁目アパート一帯
43	東京工業大学	112	水元公園・江戸川緑地一帯	182	フレール西新井中央公園一帯
44	平和島地区	113	柴又野球場・江戸川緑地一帯	183	江北平成公園一帯
45	昭和島野球場一帯	114	都営高砂団地一帯	184	区役所・青戸団地一帯
46	森ヶ崎公園・大森一中	115	奥戸運動場	185	江戸川清掃工場一帯
47	東京国際空港	116	新四ツ木橋地区東岸	186	多摩川河川敷・二子橋一帯
48	萩中公園・大師橋緑地	117	篠崎公園・江戸川緑地一帯	187	多摩川河川敷・田園調布先一帯
49	蒲田電車区一帯	118	江戸川南部一帯	188	善福寺公園・東京女子大学一帯
50	池上本門寺一帯	119	亀戸・大島・小松川地区	189	井草八幡宮一帯
51	多摩川河川敷・六郷橋一帯	120	グリーンパーク	190	都営保木間第5アパート一帯
52	多摩川河川敷・ガス橋一帯	122	白鬚東地区	191	総合スポーツセンター一帯
54	日本大学文理学部一帯	123	都営文花一丁目住宅一帯	192	区立中川北小学校・都営六ツ木町アパート一帯
55	羽根木公園一帯	124	清澄庭園	193	区立辰沼小学校・都営辰沼町アパート一帯
56	昭和女子大学一帯	125	東京海洋大学一帯	194	セシオン杉並・妙法寺一帯
57	駒沢オリンピック公園一帯	126	亀戸中央公園	195	目白台運動公園付近一帯
58	都立園芸高校	127	都営東砂二丁目住宅一帯	196	区立青井小中学校・都営青井三丁目アパート一帯
59	砧公園・大蔵運動公園一帯	128	玉川野毛町公園一帯	197	栗原団地一帯
60	馬事公苑・東京農業大学一帯	129	王子五丁目団地一帯	198	竹の塚小学校一帯
61	祖師谷公園・総合工科高校一帯	130	中台三丁目地区	199	竹ノ塚駅東口・竹の塚センター一帯
62	第一生命グランド一帯	131	江北六丁目団地一帯	200	区立第十四中学校一帯
63	芦花公園・明大八幡山グランド一帯	132	花畑団地一帯	201	区立舎人第一小学校・都営舎人町アパート一帯
64	明治神宮・代々木公園一帯	133	新小岩公園・平井大橋地区	202	区立北鹿浜小学校一帯
65	青山学院・実践女子学園一帯	135	木場公園一帯	203	都営花畑第4アパート一帯
66	聖心女子大学一帯	136	都立尾久の原公園一帯	204	みやぎ水再生センター一帯
67	江古田の森公園一帯	137	中川公園一帯・大谷田団地一帯	205	ハートアイランド新田一帯
68	哲学堂公園一帯	138	新川ツインビル地区	206	西新井駅西口地区一帯
69	コーシャハイム中野弥生町・立正佼成会大聖堂一帯	139	佃リバーシティ地区	207	都営南田中アパート
70	中野区役所一帯	140	両国地区	208	練馬総合運動場一帯
71	公社鷺宮西住宅一帯	141	亀戸二丁目団地一帯	209	東京学芸大学附属世田谷小・中学校一帯
73	明大和泉校舎一帯	142	成城学園一帯	210	都立足立高校一帯
74	和田堀公園（東地区）一帯	143	蚕糸の森公園一帯	211	早稲田大学早稲田キャンパス一帯
75	善福寺川緑地・和田堀公園（西地区）一帯	144	飛鳥山公園	212	落合水再生センター
77	荻窪団地一帯	145	北運動公園一帯		
		146	都立汐入公園一帯		

■地区内残留地区一覧

番号	地区内残留地区名称		
		317	有明、東雲地区
301	千代田区、秋葉原、上野地区	318	赤坂、六本木地区
302	西新宿地区	319	新橋、芝地区
303	池袋地区	320	新富町、築地地区
304	渋谷地区	321	日本橋浜町、箱崎地区
305	五反田地区	322	八潮、東海、城南島地区
306	銀座、日本橋周辺地区	323	昭和島地区
307	東新橋、海岸地区	324	京浜島地区
308	芝浦地区	325	羽田空港地区
309	港南地区	326	錦糸町地区
310	若洲地区	327	辰巳、潮見、枝川地区
311	港南、東品川地区	328	西葛西地区
312	海岸地区	329	入谷地区
313	青海、東八潮、台場地区	330	高島平地区
314	新木場、夢の島地区	331	勝島地区
315	新砂地区	332	平和島地区
316	豊洲地区	333	南千住地区

大地震発生時の交通規制はこのようになります

◎ **第一次交通規制(道路交通法)**
1 環状7号線内側(都心方向)への一般車両の流入を禁止します。
※ 環状7号線はう回路として、通行できます。
2 環状8号線内側(都心方向)への一般車両の流入を抑制します。
3 「緊急自動車専用路」として、次の7路線を指定し、通行禁止規制を実施します。

国道4号(日光街道　ほか)	国道17号(中山道・白山通り　ほか)
国道20号(甲州街道　ほか)	国道246号(青山通り・玉川通り)
目白通り	外堀通り
高速自動車国道・首都高速道路	

※ 警察・消防車両等の緊急車両のみの通行となります。
4 その他の道路についても、都内に極めて甚大な被害が生じている場合は、被災状況に応じて、一般車両の交通規制を実施します。

◎ **第二次交通規制(災害対策基本法)**
1 「緊急自動車専用路」の7路線を優先的に「緊急交通路」として指定します。
※ 災害応急対策に従事する車両のみの通行となります。
2 被害状況を踏まえ、必要に応じて、次のような31路線を「緊急交通路」として指定します。

第一京浜	第二京浜	中原街道	目黒通り
青梅・新青梅街道	川越街道	北本通り	水戸街道
蔵前橋通り	京葉道路	井の頭通り	三鷹通り
東八道路	小金井街道	志木街道	府中街道
芋窪街道	五日市街道	中央南北線	八王子武蔵村山線
三ツ木八王子線	新奥多摩街道	小作北通り	吉野街道
滝山街道	北野街道	川崎街道	多摩ニュータウン通り
鎌倉街道	町田街道	大和バイパス	

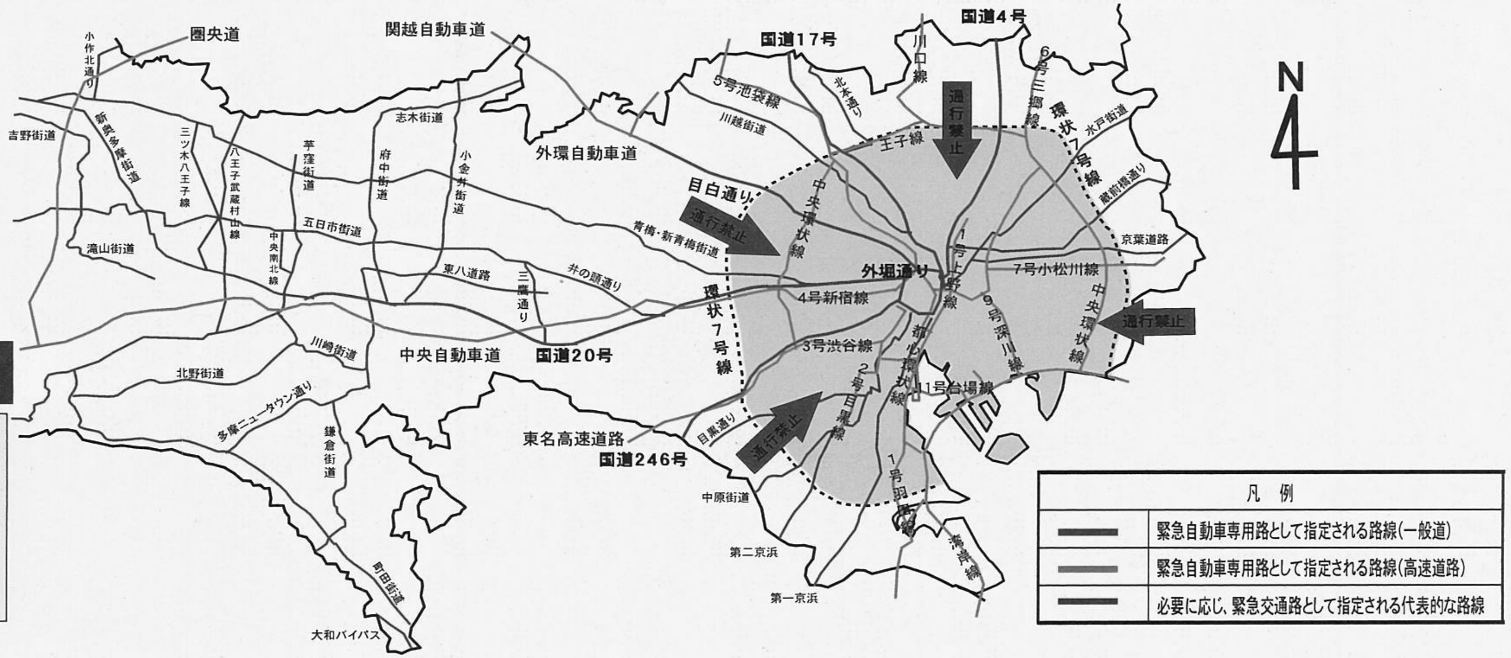

震度5強の地震が発生した場合の交通規制(道路交通法)

都心部における交通混乱を回避するため、必要に応じて、次の交通規制を実施します。
1 環状7号線内側(都心方向)への一般車両の流入を禁止します。
2 環状8号線内側(都心方向)への

※ 被災地域や被災状況等により、緊急交通路の追加、交通規制の変更又は解除がありますので、情報をよく聞いて、警察官の指示に従ってください。

出展：警視庁「地震のときはこうしよう～あなたと家族の安心ノート～」

健康と暮らしに役立つ情報

給水拠点一覧

水道局では、震災時の飲み水を確保するため、おおむね半径2kmの距離内に１か所、給水拠点を設けています。

給水拠点は、浄水場や給水所、公園や校庭の地下にある応急給水槽を合わせ、都全体で202箇所整備されており、約99万㎥飲料水を確保しています。

23区 給水拠点一覧（平成24年3月31日現在）

	区名	施設名		所在地
1	千代田区	区立東郷元帥記念公園	★	三番町18番地
2		都立日比谷公園	★	日比谷公園1番
3		都立一橋高等学校	☆	東神田一丁目12番13号
4	中央区	晴海給水所（注1）	□	晴海一丁目6番3号
5		区立あかつき公園	★	築地七丁目19番1号
6		区立堀留児童公園	☆	日本橋堀留町一丁目1番16号
7	港区	芝給水所	□	芝公園三丁目6番7号
8		都立青山公園	★	六本木七丁目23番
9		シティハイツ桂坂(港区防災活動拠点)	☆	高輪二丁目13番8号
10	墨田区	区立文花公園（注2）	★	文花一丁目27番5号
11		区立両国公園	☆	両国四丁目25番3号
12	江東区	亀戸給水所	□	亀戸二丁目6番50号
13		豊住給水所	□	東陽六丁目1番8号
14		江東給水所	□	新砂三丁目6番17号
15		有明給水所	□	有明三丁目1番8号
16		区立南砂三丁目公園	★	南砂三丁目14番21号
17		都立辰巳の森海浜公園	★	辰巳二丁目1番
18	江戸川区	西瑞江給水所（注3）	□	東瑞江一丁目26番2号
19		葛西給水所	□	北葛西三丁目9番
20		都立篠崎公園	★	上篠崎一丁目25番
21		区立宇喜田中央公園	★	北葛西四丁目15番
22		区立小岩公園	★	北小岩六丁目43番
23		都立大島小松川公園	★	小松川一丁目7番
24		都立葛西南高等学校	☆	南葛西一丁目11番1号
25	荒川区	南千住給水所	□	南千住八丁目2番6号
26		区立日暮里南公園	★	東日暮里五丁目19番1号
27	足立区	小右衛門給水所	□	中央本町三丁目8番1号
28		区総合スポーツセンター	★	東保木間二丁目27番1号
29		区立千住スポーツ公園	★	千住緑町二丁目1番1号
30		区立諏訪木東公園	★	西新井三丁目25番
31		区立大谷田南公園	★	中川四丁目42番1号
32		区立北鹿浜公園	★	鹿浜三丁目26番
33		都立舎人公園	☆	舎人公園1番1号
34	葛飾区	金町浄水場	□	金町浄水場1番1号
35		水元給水所	□	東水元六丁目7番1号
36		区立上千葉公園	★	東堀切三丁目25番1号
37		区立新小岩公園	★	西新小岩一丁目1番3号
38		区立渋江東公園	☆	東四つ木二丁目15番

（注1）晴海給水所は、平成24年7月から平成25年6月まで運用を停止する予定です。
（注2）区立文花公園は、平成24年10月から平成25年3月まで運用を停止する予定です。

	区名	施設名		所在地
39	新宿区	淀橋給水所	□	西新宿二丁目10番1号
40		区立鶴巻南公園	★	早稲田鶴巻町507番
41		区立百人町ふれあい公園	★	百人町三丁目28番
42	中野区	区立弥生公園	☆	弥生町五丁目4番
43		区立江古田の森公園	☆	江古田三丁目14番
44		区立みずのとう公園	☆	江古田一丁目3番
45	杉並区	杉並浄水所	□	善福寺三丁目28番5号
46		和泉水圧調整所	□	和泉二丁目5番23号
47		上井草給水所	□	上井草三丁目22番12号
48		都立和田堀公園（注4）	★	大宮二丁目26番
49		区立蚕糸の森公園	★	和田三丁目55番
50		区立昭栄公園	★	高井戸西一丁目12番
51		区立井草森公園	★	井草四丁目12番1号
52		区立馬橋公園	☆	高円寺北四丁目35番5号
53	品川区	区立戸越公園	★	豊町二丁目1番30号
54		区立しおじ公園	★	八潮五丁目6番
55		都立八潮高等学校	☆	東品川三丁目27番22号
56	大田区	馬込給水所（注5）	□	西馬込二丁目15番6号
57		上池台給水所	□	上池台一丁目48番25号
58		東海給水所	□	東海一丁目3番
59		区立西六郷三丁目公園	★	西六郷三丁目16番16号
60		区立萩中公園	★	萩中三丁目25番26号
61		区立都堀公園	★	大森東一丁目30番
62		区立下丸子公園	★	下丸子四丁目21番
63		区立女塚なかよし公園	☆	池上五丁目24番
64	目黒区	八雲給水所	□	八雲一丁目1番
65		都立林試の森公園	★	下目黒五丁目37番
66	世田谷区	砧浄水場	□	喜多見二丁目9番1号
67		砧下浄水所	□	鎌田二丁目4番
68		和田堀給水所	□	大原二丁目30番43号
69		玉川給水所	□	玉川田園調布一丁目19番1号
70		大蔵給水所	□	砧二丁目8番1号
71		駒沢給水所	□	弦巻二丁目41番5号
72		区立こどもの広場公園	★	下馬二丁目31番4号
73		区立葭根公園	★	船橋六丁目21番
74		都立祖師谷公園	★	上祖師谷四丁目2番
75		区立中町二丁目公園	☆	中町二丁目34番1号

（注3）西瑞江給水所は、平成25年8月31日（予定）まで運用を停止しています。
（注4）都立和田堀公園は、平成24年10月から平成25年3月まで運用を停止する予定です。

○：震災対策用応急給水槽
□：浄水場・給水所

□：浄水場・給水所
★：震災対策用応急給水槽（1,500㎥槽）
☆：小規模応急給水槽（100㎥槽）

	区名	施設名		所在地
76	渋谷区	都立代々木公園	★	代々木神園町二丁目1番
77		都立第一商業高等学校	☆	鉢山町8番1号
78		区立景丘公園	☆	恵比寿四丁目19番21号
79	文京区	本郷給水所	□	本郷二丁目7番29号
80		区立教育の森公園	★	大塚三丁目29番
81	台東区	都立上野恩賜公園	★	上野公園8番51号
82	豊島区	区立西池袋公園（注6）	★	西池袋三丁目20番1号
83		都立文京高等学校	☆	西巣鴨一丁目1番5号
84	北区	区立桐ヶ丘中央公園	★	桐ヶ丘一丁目8番
85		区立滝野川公園	★	西ヶ原二丁目1番
86		区立北運動公園	★	神谷二丁目47番6号

（注5）馬込給水所は、平成24年6月15日（予定）まで運用を停止しています。
（注6）区立西池袋公園は、平成24年10月から平成25年3月まで運用を停止する予定です。

	区名	施設名		所在地
87	板橋区	三園浄水場	□	三園二丁目10番1号
88		板橋給水所	□	加賀一丁目17番1号
89		大谷口給水所	□	板橋区大谷口一丁目4番
90		都立城北中央公園	★	桜川一丁目1番
91		区立城北公園	★	坂下二丁目19番1号
92		都立板橋高等学校	☆	大谷口一丁目54番1号
93		都立赤塚公園	☆	高島平三丁目1番
94		区立西徳第二公園	☆	西台三丁目42番1号
95	練馬区	練馬給水所	□	光が丘二丁目4番1号
96		区立大泉公園	★	大泉学園町六丁目25番
97		区立学田公園	★	豊玉南三丁目32番
98		区立はやいち公園	☆	早宮一丁目47番11号
99		区立みんなの広場公園	☆	石神井町八丁目41番

出展：東京都水道局「水道・暮らしのガイド」

健康と暮らしに役立つ情報

多摩地区　給水拠点一覧（平成24年3月31日）

	市町名	施　設　名		所　在　地
100	八王子市	鑓水給水所	□	鑓水401番地
101		西寺方給水所	□	西寺方町1006番地167
102		狭間給水所	□	狭間町1994番地478
103		犬目第二給水所	□	犬目町710番地
104		高月給水所	□	高月町2240番地
105		散田給水所	□	散田町二丁目6番1号
106		東浅川給水所	□	東浅川町674番地
107		寺田配水所	□	寺田町1359番地4
108		元八王子配水所	□	元八王子町三丁目2750番487号
109		北野給水所	□	北野町595番地3
110		南陽台配水所	□	南陽台三丁目5番1号
111		楢原給水所	□	楢原町1294番地3
112		暁町配水所	□	暁町三丁目3番1号
113		久保山配水所	□	久保山町二丁目15番1号
114		大船給水所	□	七国三丁目56番1号
115		鑓水小山給水所	□	鑓水二丁目92番地
116		南大沢給水所	□	南大沢四丁目1942番地
117		都立陵南公園	★	長房町1572番地
118	立川市	柴崎浄水所	□	柴崎町一丁目1番41号
119		砂川中部浄水所（注1）	□	砂川町三丁目11番7号
120		立川栄町浄水所	□	栄町五丁目38番5号
121		西砂第一浄水所（注1）	□	西砂町二丁目53番14号
122		立川砂川浄水所	□	砂川町六丁目41番1号
123	三鷹市	上連雀浄水所(西配水場)	□	上連雀九丁目41番4号
124		三鷹新川浄水所(東配水場)	□	新川二丁目1番15号
125	青梅市	日向和田浄水所	□	日向和田二丁目370番地
126		千ヶ瀬第二浄水所	□	千ヶ瀬町一丁目69番地の1
127		御岳山第一配水所	□	御岳山170番地の3
128		成木配水所	□	成木八丁目690番地の3
129		新町給水所	□	新町五丁目24番地の1
130		二俣尾配水所	□	二俣尾五丁目107番地の2
131		城山配水所	□	東青梅六丁目95番地の1
132	府中市	府中武蔵台浄水所	□	武蔵台二丁目7番地
133		若松浄水所	□	若松町四丁目10番地
134		幸町浄水所	□	幸町二丁目24番地
135		府中南町浄水所	□	南町一丁目50番地
136		都立武蔵野公園	★	多磨町三丁目2番地
137	調布市	上石原浄水所	□	上石原一丁目34番地7号
138		仙川浄水所	□	仙川町三丁目6番地27号
139		深大寺浄水所	□	深大寺南町五丁目56番地1号
140	町田市	小野路給水所	□	小野路町2637番地1
141		原町田浄水所	□	原町田五丁目13番3号
142		滝の沢浄水所	□	旭町二丁目7番7号
143		野津田浄水所	□	野津田町3398番地
144		市立つくし野セントラルパーク	★	つくし野三丁目19番地
145		市立鶴川中央公園	☆	鶴川六丁目6番地
146		成瀬センター	☆	成瀬2144番地
147		市立忠生公園	☆	忠生一丁目3番地

（注1）砂川中部浄水所及び西砂第一浄水所は、平成14年8月14日から運用を停止しています。
（注2）清瀬旭が丘浄水所は、平成17年6月24日から運用を停止しています。

	市町名	施　設　名		所在地
148	小金井市	梶野浄水所	□	梶野町五丁目10番33号
149		上水南浄水所	□	小平市上水南町三丁目12番36号
150	小平市	小川浄水所	□	小川町一丁目847番地
151		津田二号水源	□	津田町三丁目39番3号
152	日野市	大坂上浄水所	□	大坂上一丁目17番地の11
153		多摩平浄水所	□	多摩平二丁目7番地の2
154		程久保給水所	□	程久保五丁目10番地の1
155		三沢配水所	□	三沢905番地の2
156		日野旭丘給水所	□	旭が丘二丁目42番地の2
157	東村山市	八坂給水所	□	富士見町五丁目4番地46
158		東村山浄水場	□	美住町二丁目20番地236
159		美住給水所	□	美住町二丁目13番地4
160		市立東村山運動公園	★	恩多町一丁目9番地5
161	国分寺市	東恋ヶ窪浄水所	□	東恋ヶ窪二丁目5番地8
162		国分寺北町第二浄水所	□	北町四丁目1番地5
163	国立市	国立中浄水所	□	中三丁目8番1号
164		谷保浄水所	□	谷保1462番地1
165	西東京市	芝久保浄水所	□	芝久保町五丁目9番1号
166		保谷町浄水所	□	保谷町一丁目5番24号
167		西東京栄町浄水所	□	栄町二丁目7番6号
168	福生市	福生武蔵野台浄水所	□	武蔵野台二丁目32番地
169		市立明神下公園	★	南田園一丁目12番地1
170	狛江市	和泉本町浄水所	□	和泉本町四丁目6番1号
171	東大和市	上北台浄水所	□	上北台一丁目801番地1
172		東大和給水所	□	桜が丘三丁目44番地
173	清瀬市	清瀬元町浄水所	□	元町二丁目27番12号
174		清瀬旭が丘浄水所(注2)	□	旭が丘二丁目5番5号
175	東久留米市	南沢浄水所	□	南沢三丁目9番21号
176		滝山浄水所	□	滝山六丁目1番1号
177	武蔵村山市	学園配水所	□	学園一丁目5番地の7
178		中藤配水所	□	中藤二丁目1番地3
179		市立中原公園	★	中原二丁目21番地の4
180	多摩市	桜ヶ丘浄水所	□	桜ヶ丘四丁目10番地
181		落合浄水所	□	中沢一丁目12番地
182		愛宕配水所	□	愛宕二丁目51番地
183		南野給水所	□	南野二丁目16番地
184		聖ヶ丘給水所	□	聖ヶ丘四丁目1番地
185		市立並木公園	★	和田1551番地1
186	稲城市	坂浜浄水所	□	坂浜816番地
187		向陽台給水所	□	向陽台六丁目16番地
188		若葉台給水所	□	若葉台一丁目19番地

○：震災対策用応急給水槽
□：浄水場・給水所

	市町名	施　設　名		所在地
189	あきる野市	秋留台給水所	□	秋川三丁目2番地10
190		菅生給水所	□	菅生683番地
191		上代継浄水所	□	上代継407番地
192		戸倉給水所	□	戸倉348番地1
193		小峰台配水所	□	小峰台40番地
194		伊奈配水所	□	伊奈372番地3
195	瑞穂町	石畑給水所	□	石畑2301番地
196	日の出町	文化の森給水所	□	平井2621番地

【都営水道ではない市】

	市町名	施　設　名		所在地
197	武蔵野市	第一浄水場	□	吉祥寺北町四丁目11番46号
198		第二浄水場	□	桜堤一丁目6番6号
199	昭島市	西部配水場	□	緑町二丁目17番16号
200		東部配水場	□	朝日町四丁目23番
201	羽村市	第一配水場	□	線ヶ丘二丁目18番5号
202		小作浄水場	□	小作台四丁目2番地1

□：浄水場・給水所
★：震災対策用応急給水槽（1,500㎥槽）
☆：小規模応急給水槽（100㎥槽）

出展：東京都水道局「水道・暮らしのガイド」

東京都教育庁

様式 1

(　受信 ・ 発信　) 日時
平成　　年　　月　　日(　　)　　時　　分

整理番号(　　　)

災害時連絡用紙(指示・要請・連絡)

相手先: 担当者: FAX番号: 電話番号:	←発信 受信→ ↑どちらかに○	担当者(記入者): FAX番号: 電話番号:
連絡手段:　電話　FAX　メール　口頭連絡　その他(　　　)		
件　名		

連絡事項　(このページを含み　　枚)

東京都教育庁

様式 2

職員参集状況報告書

受信者	●●学校経営支援センター 様 FAX番号: 電話番号:
発信者	学校 連絡担当者: FAX番号: 電話番号: 発信日時: 平成 年 月 日( ) 時 分
件 名	職員参集状況の報告

連絡事項 （このページを含み 枚）

当校における職員参集状況を報告します。

参集人数 名

平成 年 月 日( ) 時 分 現在

特記事項

東京都教育庁

参集職員受付簿

様式 3

都立　●●●●学校　　　　　　　　　　　　平成　年　月　日

	整理番号	氏　名	学年等	到　着 時　刻	校　舎 点検時刻	出張者 の帰庁 時　刻	備　考
1				:	:	:	
2				:	:	:	
3				:	:	:	
4				:	:	:	
5				:	:	:	
6				:	:	:	
7				:	:	:	
8				:	:	:	
9				:	:	:	
10				:	:	:	
11				:	:	:	
12				:	:	:	
13				:	:	:	
14				:	:	:	
15				:	:	:	
16				:	:	:	
17				:	:	:	
18				:	:	:	
19				:	:	:	
20				:	:	:	
21				:	:	:	
22				:	:	:	
23				:	:	:	
24				:	:	:	
25				:	:	:	

施設名	

東京都教育庁

様式 4

庁舎施設点検簿

記入者	
点検日時	
点検場所	

＜　点検項目　＞

1　庁舎の外観に異常があるか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

2　電気供給に異常はあるか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

3　給排水設備（トイレ等）は利用可能か
　□ 可　　□ 不 可　　具体的内容（　　　　）

4　ガス設備に異常はあるか（事務所のみ）
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

5　電気機器に異常はあるか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

6　ラジオ・テレビに異常はあるか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

7　電話・ファクシミリ・インターネット等通信機器に異常はあるか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

8　エレベーターは利用可能か
　□ 可　　□ 不 可　　具体的内容（　　　　）

9　備品等の転倒・破損はないか
　□ な い　　□ あ る　　具体的内容（　　　　）

東京都教育庁

様式 5

被災状況報告書

報告日時	平成　　年　　月　　日(　　)　　時　　分
所属	
氏名	
住所	

1 参集方法(参集手段・参集経路)

2 自宅被災状況

3 参集途上の被災状況(火災、建物・道路・交通機関等の状況)

東京都教育庁

様式 6

参 集 経 路 図

平成　　年　　月　　日

氏　名	
所　属	
住　所	

【 参集経路概略図 】

学校施設・設備等の点検リスト

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

学　校　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿

点検実施者職氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

点検実施年月日　平成　年　月　日

ＮＯ１

項目	有	無
震災発生前　－災害予防のための施設点検－		
Ⅰ　倒壊危険物の点検		
１　門・囲障（防球網・パンザマストを含む）・擁壁の倒壊、崩壊防止点検		
⑴－①　門の点検（鉄筋コンクリート構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　表面の剥離の有無	有	無
ク　補修の必要性の有無	有	無
ケ　その他（　　　　　　　　）		
⑴－②　門の点検（ブロック構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　表面の剥離の有無	有	無
ク　補修の必要性の有無	有	無
ケ　その他（　　　　　　　　）		
⑴－③　門の点検（鉄骨構造）		
ア　傾き具合の有無	有	無
イ　ぐらつきの有無	有	無
ウ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
エ　表面の剥離の有無	有	無
オ　鉄部の腐食の有無	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ２

項目	有	無
カ　鉄部の定期的な塗装の有無	有	無
キ　補修の必要性の有無	有	無
ケ　その他（　　　　　　　　）		
⑵－①　囲障の点検（鉄筋コンクリート構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　　　　　）		
⑵－②　囲障の点検（ブロック構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　　　　　）		
⑵－③　囲障の点検（金属製フェンス構造）		
ア　傾き具合の有無	有	無
イ　ぐらつきの有無	有	無
ウ　緩みの有無（固定の状況）	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　鉄部の腐食の有無	有	無
カ　鉄部の定期的な塗装の有無	有	無
キ　補修の必要性の有無	有	無
ク　その他（　　　　　　　　）		
⑵－④　囲障の点検（コンクリート柱防球網構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿ ＮＯ３

ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　　　　　）		
⑶　擁壁の点検		
ア　構造調査（鉄筋コンクリート・ブロック積み・石積み等）※		
イ　学校敷地と隣接地のレベルではどちらが高いか	学校	隣地
ウ　亀裂の有無	有	無
エ　傾き具合の有無	有	無
オ　はらみの海	有	無
カ　水抜きパイプの有無	有	無
キ　水抜きパイプのつまりの有無	有	無
ケ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
コ　擁壁付近の危険物（薬品庫等）の有無	有	無
サ　補修の必要性の有無	有	無
シ　その他（　　　　　　　　）		
⑷－①　屋外電気設備（電柱・外灯・照明柱等）の点検（コンクリート柱・木柱等）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　腐食の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
⑷－②　屋外電気設備（電柱・外灯・引込柱等）の点検（木柱構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　腐食の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿ ＮＯ４

⑷－③　屋外電気設備（電柱・外灯・引込柱等）の点検（パンザマスト構造）		
ア　亀裂の有無	有	無
イ　傾き具合の有無	有	無
ウ　ぐらつきの有無	有	無
エ　腐食の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
２　地盤の確認		
ア　地質調査のデータの有無（設計図書にボーリングデータはあるか）	有	無
イ　過去に、学校周辺で土砂流出の事実の有無	有	無
ウ　過去の工事等でどの程度掘ったときに水が出てきたか　（　　　　　）		
エ　植栽地での水はけの良・不良	良	不良
オ　その他（　　　　　　　　）		
３　自転車置場の点検		
ア　構造調査（鉄筋コンクリート・鉄骨等）※		
イ　ぐらつきの有無	有	無
ウ　鉄部の腐食の有無	有	無
エ　鉄部の定期的な塗装の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　　　　　）		
Ⅱ　落下危険物の点検		
１　外壁の点検		
ア　ひび割れ・浮きの有無（庇を含む）	有	無
イ　エキスパンション・ジョイントの部分の金物の固定の有無	有	無
ウ　外壁に露出配管類や空調機器類が有る場合に、それを支持する部分の腐食の有無	有	無
エ　庇の傾きの有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　　　　　）		
２　ガラスの点検		
ア　スチールサッシの有無（有る場合は図面に明示する。）	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ５

項目	有	無
イ　スチールサッシの異常の有無（開閉・はずれ・腐食等）	有	無
ウ　建物で，２階以上の階のはめ殺し窓（開閉機能のない窓）の有無（有る場合は何処に）	有	無
3　屋根の点検		
ア　笠木の浮き・剥離・亀裂の有無	有	無
イ　鉄板葺き屋根のめくれ・浮き・腐食の有無	有	無
4　屋上や庇上の水槽類・機器類の点検		
⑴　水槽類の点検		
ア　架台固定の状況で、据え付けボルトの緩み・基礎の亀裂の有無	有	無
イ　架台の腐食・傾きの有無	有	無
ウ　配管支持の腐食・据え付けボルトの緩み等の有無	有	無
エ　補修の必要性の有無	有	無
オ　その他（　　　　）		
⑵　アンテナ・避雷針の点検		
ア　据え付けボルトの緩みの有無	有	無
イ　配管支持の腐食・据え付けボルトの緩み等の有無	有	無
ウ　補修の必要性の有無	有	無
エ　その他（　　　　）		
⑶　空調屋外機等の点検		
ア　架台固定の状況で、据え付けボルトの緩み・基礎の亀裂の有無	有	無
イ　架台の腐食・傾きの有無	有	無
ウ　配管支持の腐食・据え付けボルトの緩み等の有無	有	無
エ　補修の必要性の有無	有	無
オ　その他（　　　　）		
5　室内設備の点検		
ア　空調機が天吊りの場合、緩みやぐらつきの有無	有	無
イ　吊り下げ式照明器具の有無（チェーン式、パイプ式等）	有	無
ウ　黒板・掲示板の緩みやぐらつきの有無	有	無
エ　放送設備（スピーカ・ビデオプロジェクタ・モニターテレビ）の緩みやぐらつきの有無	有	無
オ　その他（　　　　）		

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ６

項目	有	無
Ⅲ　防災施設の点検		
1　出火防止		
ア　消防設備の定期点検等により改善指摘のあった事項で、未改善部分の有無	有	無
イ　ガス器具（暖房機器・調理器具・厨房機器等）の耐震緊急遮断機の有無	有	無
ウ　ボイラーの耐震安全装置の有無	有	無
エ　石油ストーブの耐震安全装置設置の有無	有	無
オ　補修の必要性の有無	有	無
カ　その他（　　　　）		
2　危険物点検		
⑴　薬品庫等		
ア　薬品の保管方法はどうなっていますか（薬品庫・薬品ロッカー・薬品棚・その他）※		
イ　灯油・ガソリン類について適切な保管の有無	有	無
⑵　ガスボンベ庫		
ア　ガスボンベの保管方法はどうなっていますか（ボンベ庫・屋外・その他）※		
イ　ガスボンベの転倒防止策の有無	有	無
ウ　ガス配管がされている場合に配管の異常の有無	有	無
Ⅳ　物品の転倒防止点検		
物品は、床、壁等にしっかりと固定し、これらの上に重いものを置かない。		
ア　耐火書庫の固定の有無（車止めが施されているか。）	有	無
イ　収納戸棚、重ね書庫の固定の有無	有	無
ウ　黒板、掲示板、掛け時計、照明器具の固定の有無	有	無
エ　大型実験実習用設備の固定の有無	有	無
オ　下駄箱、ロッカー固定の有無	有	無
カ　自動車販売機の固定の有無	有	無
キ　厨房機器類の固定の有無	有	無
ク　その他（　　　　）		

学校名＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ７

項目	有	無
Ⅴ　各室の点検（出入口周辺には、避難経路確保のため各種の什器類は配置しない。）		
1　職員室・特別教室の什器類の整理及び転倒防止		
2　理科室の地震対策点検		
理科室については、都教育委員会が発行した「理科の観察・実験事故防止の手引」（昭和60年３月）を活用するなどして、所要の地震対策が措置されている必要がある。		
ア　実験器具の収納戸棚や薬品戸棚等の転倒・移動防止措置の有無	有	無
イ　薬品容器の転倒・落下防止措置の有無	有	無
ウ　所要の火災防止措置の有無	有	無
エ　危険薬品の適切な保管の有無	有	無
オ　その他（　　　　　）		
3　図書室の書架等の点検		
ア　書架の固定の有無	有	無
イ　書架と書架が、頭つなぎ材で連結する等転倒防止措置の有無	有	無
ウ　可動式書架にストッパーがあるか	有	無
Ⅵ　工事図面等の整理・保管		
Ⅶ　ガス・水道の元栓の位置の確認		
1　ガス・水道の元栓の位置を確認し、学校配置図等に図示する。		
Ⅷ　避難経路等の確保確認等		
1　盲・ろう・養護学校の避難方法の確認と避難用具・避難経路の確保		
⑴　避難用具・避難経路の確認		
ア　避難用具の配置場所確認		
イ　避難経路の障害物の確認		
⑵　屋外避難用すべり台の点検		
ア　構造調査（鉄筋コンクリート・鉄骨等）※		
イ　亀裂の有無	有	無
ウ　傾き具合の有無	有	無
エ　ぐらつきの有無	有	無
オ　周辺地盤の沈下の有無	有	無
カ　表面の剥離の有無	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ８

項目	有	無
キ　鉄部の腐食の有無	有	無
ク　鉄部の定期的な塗装の有無	有	無
ケ　補修の必要性の有無	有	無
コ　その他（　　　　　）		
2　避難経路の確保（高等学校、盲・ろう・擁護学校とも。以下同じ。）		
⑴　非常階段（鉄骨造）の点検		
ア　鉄部の腐食の有無	有	無
イ　地盤の沈下の有無	有	無
ウ　ボルトや鉄板部の腐食の有無	有	無
エ　傾き具合の有無	有	無
オ　鉄部の定期的塗装の有無	有	無
カ　補修の必要性の有無	有	無
キ　その他（　　　　　）		
⑵　校舎棟からの非常出入口の点検		
ア　非常出入口は、中からは常に外に出られるか。	有	無
イ　非常出入口の周辺に障害物の有無	有	無
ウ　防火シャッター・防火戸の周辺に障害物の有無	有	無
エ　避難路の表示の有無（誘導灯も含む）	有	無
オ　その他（　　　　　）		
⑶　職員室・特別教室からの出入口（準備室への出入口含む。）確保		
ア　出入口２か所は使用可能か	可	否
イ　出入口２か所周辺に物が置かれていることの有無	有	無
ウ　出入口２か所が塞がれる恐れのある転倒物品等の有無	有	無
エ　その他（　　　　　）		
⑷　避難場所への避難経路の確保　※３		
ア　校庭に避難用出入口を設けてある場合に、使用可能か（生徒・住民の出入り用）	可	否
イ　避難経路上の障害物の有無	有	無
ウ　避難経路上の段差・突起物の有無や側溝の蓋の有無	有	無

学校名＿＿＿＿＿＿＿＿　ＮＯ９

Ⅸ　火災の初期化		
ア　火を使用する場所には、汲み水や消火器の用意の有無	有	無
イ　プールの消防用水利指定の有無	有	無
Ⅹ　避難所としての機能点検		
ア　放送設備の調整・点検（携帯マイクも含む）		
イ　避難所として指定されている場合に、収容可能人員は何人とされているかの確認		
ウ　受水槽の容量確認		
エ　車両の進入は可能か	可	否

備　考

一時集合場所としての指定の有無　※３	有	無
避難所としての指定の有無　※４	有	無

※　（　　）内の選択肢を丸で囲む。

児童・生徒の心のケア

児童・生徒は災害により様々な強いストレスが加わると、種々の心の問題を呈する。例えばＰＴＳＤ等の症状が現れてくることが懸念される。ただ、その内容と特徴は、子供の年齢によって異なる。また、災害の被害状況によっても異なる。

そのため、学校は、児童・生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、学校医、スクールカウンセラー、医療機関等と協議、連携して、児童・生徒の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係わる計画を定めておく必要がある。

参　考

計画作成に当たっての参考資料

「防災教育のための参考資料「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（平成１０年　文部省）」、「非常災害時における子どもの心のケアのために（平成１０年　文部省）」、「同改訂版（平成１８年　文部科学省）」等ある。

参　考

ＰＴＳＤとは・・・

心的外傷後ストレス障害（Post Traumatic Stress Disorder）のことで、抑うつ状態、強度の不安や興奮、喪失状態など大規模災害等、通常経験することのない耐え難い出来事に直面した後に見られる精神症状をいう。

ＰＴＳＤの特徴

・ 災害の夢や怖い夢をみる。
・ 災害のことを思い出すような動作や遊びを繰り返す。
・ 突然、災害のことを思い出したり、頭に浮かんできたりして怖さを感じる。
・ 災害を思い出すようなことがあると緊張したり、ドキドキしたりする。
・ 災害のことを思い出したくない。
・ かんしゃくを起こしやすい。

ＰＴＳＤへの対処法

・ ＰＴＳＤについての教職員の研修を促進するとともに、児童・生徒に対してＰＴＳＤについての正しい知識を持たせる。
・ 家庭訪問等により児童・生徒と接する機会を増やす。
・ 養護教諭を中心に健康相談を実施する。
・ 児童・生徒に話を聞く際は、共感的態度で辛抱強く聴くようにする。
・ いたずらに児童・生徒に絵や作文を書かせることは慎む。
・ 遊びと運動を増やし、家族、学校、地域社会での人間関係を良好にする。
・ 子どもに何か気になる行動や情緒的反応が認められても、子どもが心配していなければその問題を積極的に取り上げない。
・ 専門的な精神的ケアを必要とする場合は、専門家に相談する。

参考文献

「学校の地震防災対策マニュアル（改訂版）」（平成２１年１月静岡県教育委員会）
「非常災害時における子どもの心のケアのために」（平成１０年３月文部科学省）

第４編

児童・生徒の心のケア　２

時系列による影響の特徴とその対応

急性反応期（被災のショックから2～3日）
・ 強い身体的あるいは精神的ストレスに反応して発言
→抑うつ、不安、激怒、絶望、過活動、引きこもり

対 応

・水や食物の確保
・外傷など身体的問題の手当
・住居の修復をする。

身体症状期（被災のショックから一週間程度）
・ 強いストレスにより短期間に身体に種々の変化
→頭痛、腹痛、食欲不振、吐き気、嘔吐、高血圧

対 応

・身体的諸検査を行い、必要な処置をとる。
・既往症をチェック

精神症状期（被災のショックから１ヶ月程度）
・ 注意集中が困難、イライラ、ささいなことで怒る、多弁、多動、何をするにもおっくう
→そう的、うつ的な症状

対 応

・訴えることをよく聞く
・言葉かけを多くする。
・必ず元に戻ると言い聞かせて安心させる。

被災１か月以後と心的外傷後ストレス障害（ＰＴＳＤ）
・災害後1か月以上経過して次のような症状が見られたとき
→災害の夢や怖い夢を見る。
災害のことを思い出すような動作や遊びを繰り返す。
突然、災害のことを思い出したり、頭にうかんできたりする。
災害を思い出すようなことがあるとドキドキする。
災害のことを思い出したくない。
寝つきにくい。
かしゃくを起こしやすい。
集中しにくい。
警戒心が強くなる。

対 応

・子ども自らが心配して訴える時は、十分に話を聞く。
・必ず元の状態に戻ることを子どもに伝えて安心させる。
・子どもが心配していなければ気になる行動や情緒的反応が認められても取り上げない。
・遊びと運動を増やし、学校、地域社会での人間関係を良好にする。

負傷者への応急手当

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）について

東京消防庁資料提供

自動体外式除細動器（ＡＥＤ）とは？

心臓突然死は、しばしば心室細動という重症の不整脈により引き起こされます。心室細動では、心臓の筋肉が無秩序に細かく収縮するため、心臓からの血液の拍出は完全に停止し、急速に死に至るきわめて危険な状態です。その唯一の治療法が除細動という電気ショックであり、その電気ショックを行うための機械が、**自動体外式除細動器**（ＡＥＤ＝Automated External Defibrillatorの略）です。

一般人のＡＥＤ使用について

従前は、ＡＥＤの使用は医師又は医師の指示を受けた看護師・救急救命士が専門的知識に基づいて実施していましたが、いち早く現場に居合わせたものが除細動を行うことが有効であることや、ＡＥＤの安全性・信頼性について概ね評価が確立していることを踏まえて、厚生労働省が設置した「非医療従事者による自動体外式除細動器（ＡＥＤ）の使用のあり方検討会」報告書において結論を得て、平成１６年７月から一般市民もＡＥＤを使用できるものとなりました。

自動体外式除細動器（AED）を用いた救命手当

1　肩をたたきながら声をかける

2　返事がなかったら

3　呼吸をしているか

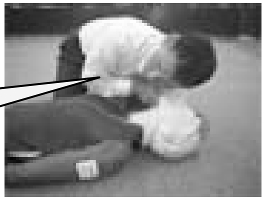

4　呼吸がなかったらすぐ人工呼吸

静かに2回、胸が軽く膨らむくらいに

5　反応がなければ心肺蘇生

息・咳・体の動きがなければ、心臓マッサージ15回と人工呼吸2回の繰り返し

6　AEDが到着したら

まず電源スイッチオン！

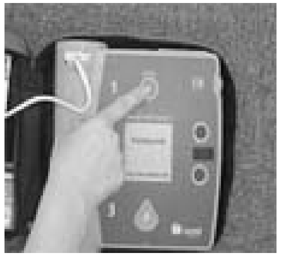

7　電極パッドを胸に貼る

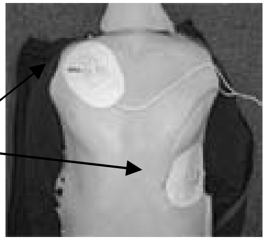

パッドは皮膚にしっかりと貼る。
汗などで濡れていたらタオル等で拭くこと。

8　電気ショックが必要かAEDが判断する

判断中は絶対に傷病者に触れないこと

9　ショックボタンを押す

ショックボタンは、誰も傷病者に触れていないことを確認してから押すこと

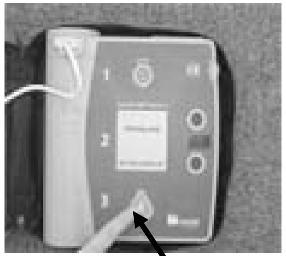

電気ショック実施後、自動的に心電図がチェックされます。
その後「電気ショックは必要ありません」との音声メッセージがあれば、「息をするか」「咳をするか」「体を動かすか」確認し、いずれもなければ心肺蘇生法を再開します。

災害時帰宅支援ステーション用物品の使用目的、使用方法

１　発電機

使用目的：災害により停電した場合に備え、ガソリンを動力として発電を行うもの。投光器・水中ポンプを機動させる際に利用してください。

使用方法：

（１）エンジンオイルの給油

メンテナンスカバーを外し、エンジンオイルを給油してください（取扱説明書２２ページを確認すること。）。

ドライバー等を使ってメンテナンスカバーを外す。

（２）ガソリンの給油

メンテナンスカバーを閉め、燃料給油キャップを開けてガソリンを注入してください（取扱説明書２０ページを確認すること。）。

ガソリンは１リットルで２～３時間程度持ちます。

また、ガソリンは自然劣化するので、長期間入れっ放しの状態でいるとエンジン等に悪影響を与えることになります。訓練を行う際は発電機に注入したガソリンは必ず使い切るようにしてください。

燃料給油キャップを開けてガソリンを入れてください。

（３）エンジンをかける

燃料給油キャップのつまみを「ＯＮ」の位置に、エンジンスイッチを「運転」の位置に、チョークレバーを「始動」の位置に合わせてください（取扱説明書２５ページを確認すること。）。

始動グリップを勢いよく引っ張ってください。エンジンがかかります。始動後エンジンの回転が安定したら、チョークレバーを「運転」の位置に戻してください（取扱説明書２５、２６ページを確認すること。）。

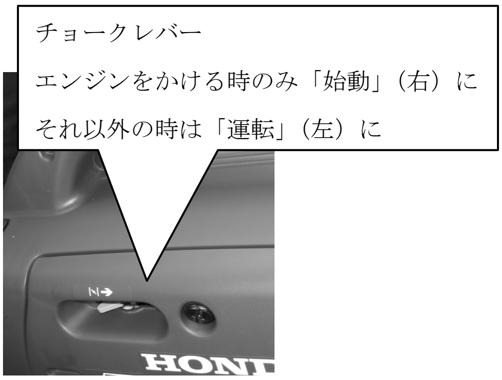

（４）投光器等を接続

発電機の電源に、投光器、水中ポンプ等のコンセントを差し込んでください。

（５）訓練終了後の処理

ガソリンについては自然劣化するため、訓練の際は必ず使い切るようにしてください。

また、キャブレター内のガソリンを抜き取る必要があるため、下記の作

業を行ってください（取扱説明書４９、５０ページを確認すること。）。
① メンテナンスカバーを開ける。
② 発電機の下に容器又は布を敷く。
③ エンジンスイッチを「運転」にし、キャブレターのドレンスクリュをドライバーでゆるめて、キャブレター内のガソリンを外に出す。（パイプの下からガソリンが出てきます。）
④ エンジンスイッチを「停止」にする。

キャブレター

容器又は布を敷く。

ドライバーでゆるめる。

※発電機の使用にあたっては、取扱説明書を必ず確認するようにしてください。

２ 投光器

使用目的：停電した際に照明として利用する。

使用方法：三脚を組み立てて投光器を固定し、電源を発電機に接続してください。

３ 水中ポンプ、ホース

使用目的：災害により断水した際に、プールから水を吸い上げて、トイレ

用等の水として利用するためのもの

使用方法：水中ポンプにホースを取り付け、プールの中に入れた状態で、電源を発電機に接続してください。水中ポンプがプールから水を吸い上げ、吸い上げた水がホースの先から出てきます。

　なお、水中でなくても水中ポンプ自体は稼動しますので、訓練の際に実際に水の吸い上げを行うかどうかは各校の実態に応じて判断してください。

ホースを取り付けます。

4　水槽

使用目的：水中ポンプで吸い上げた水を貯めておくためのもの。

使用方法：折り畳んだ状態の水槽を広げ、付属品の棒及びゴムチューブを水槽の所定の場所に差し込み、組み立ててください。

水槽完成図

緊急地震速報装置 の取扱いマニュアル

EQガード 簡易操作説明書

１．機能

（１） 避難機能：

実際に発生した地震の初期微動（揺れが弱く、カタカタと揺れる地震波）から主要動（実際に人や建物に被害を起こす強い揺れの地震波）の到達時間及び規模等を予測し、各学校に主要動到達前に警報音と音声文言で周知します。各学校では大きな揺れが来る前に安全な姿勢をとったり避難したりする事が可能です。

（２） 訓練機能：訓練用に発報テストが可能です。発報テストは次の3種類です。

・ センタク1の場合の音声：
「訓練です。ビービービー（ブザー回数の設定によって変わります）
地震が来ます。震度5強　30秒後　ビービービー　10･9･8･･･0」

・ センタク2の場合の音声：
「訓練です。ビービービー（ブザー回数の設定によって変わります）
地震が来ます。震度6強　18秒後　ビービービー　10･9･8･･･0」

・ センタク3の場合の音声：
「訓練です。ビービービー（ブザー回数の設定によって変わります）
地震が来ます。震度7　10秒後　10･9･8･･･・0」

（３） 定時報機能：

端末から定時(AM8:00)にチャイムにより発報し、端末からスピーカーまでの導通状況の確認を行います。サーバーから端末までは、1回／分の導通状況確認を行っており、これらにより全行程での通常状態の確認が可能となります。

２．システムの概要

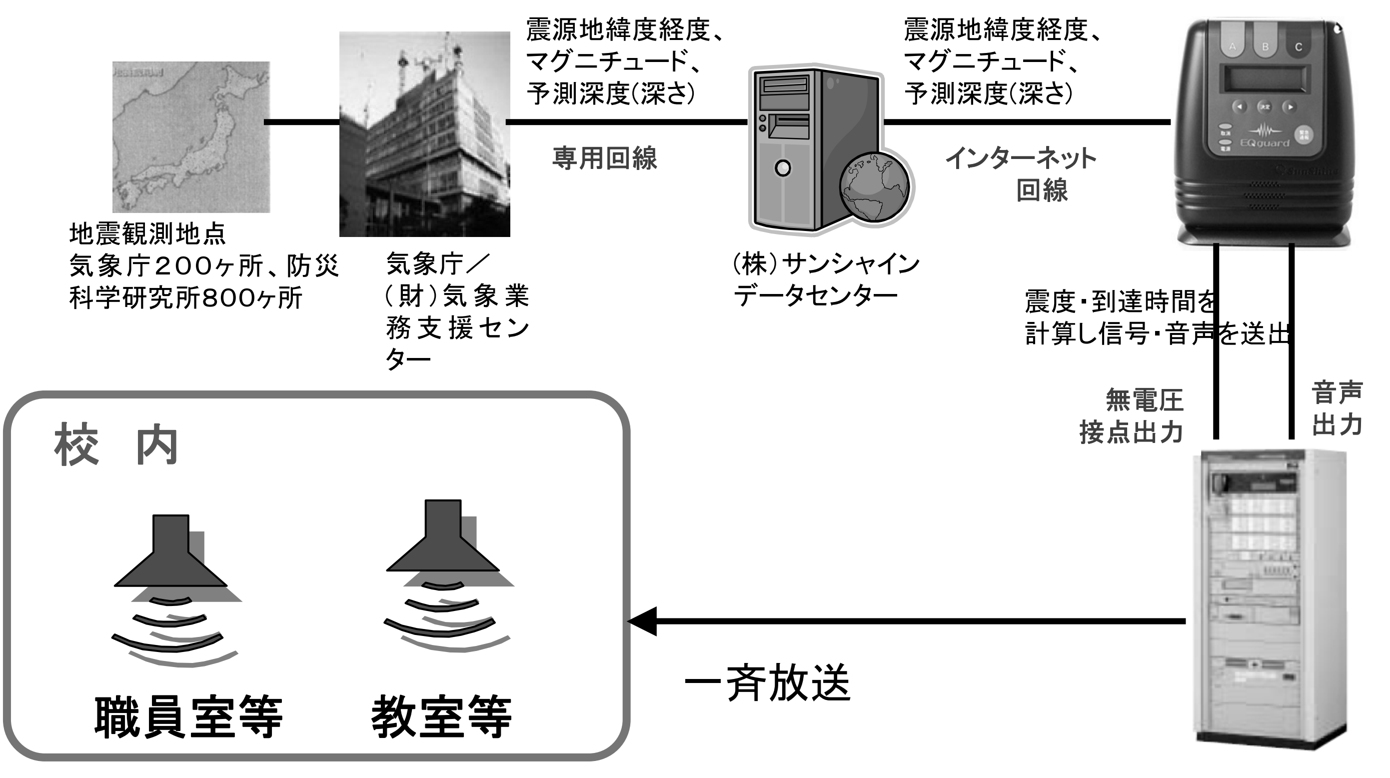

3. 表示内容

（1）アナウンス（音声）

①構成：警報音＋音声文言

②警報音の種類：
A：NHK・・・「ポロン・ポロン」というチャイム音
B：REIC・・・「ファン・ファン」というサイレン音
C：ｻﾝｼｬｲﾝ・・・「ビー・ビー」というブザー音

③音声文言
a ショウサイ：震度・到達時間のいずれも詳細
b アイマイ1：震度が曖昧で、到達時間が詳細
c アイマイ2：震度・到達時間のいずれも曖昧
d アイマイ3：震度が詳細で、到達時間が曖昧

具体的な表示内容

	ショウサイ	アイマイ1	アイマイ2	アイマイ3
震度	震度1・2・3	小さな揺れです	小さな揺れです	震度1・2・3
	震度4・5弱・5強	大きな揺れです	大きな揺れです	震度4・5弱・5強
	震度6弱・6強・7	非常に大きな揺れです	非常に大きな揺れです	震度6弱・6強・7
到達時間	10秒未満	10秒未満	すぐに来ます	すぐに来ます
	30秒未満	30秒未満	まもなく来ます	まもなく来ます
	30秒以上	30秒以上	もう間もなく来ます	もう間もなく来ます

４. 設定方法

（1）接点出力震度とアナウンス震度

緊急地震速報を受信した時、EQガードは、それ自体発報（アナウンス）しますが、
EQガードのA接点出力と放送設備の接点入力を繋ぐ事により、
通常、電源OFFになっている放送設備の電源をONにして、EQガードからの音声を
放送設備のスピーカーから出力させます。
放送設備の電源をONにする震度が「接点出力震度」、EQガードが発報する震度がアナウンス震度です。
この「接点出力震度」と「アナウンス震度」は必ず同じ値にして下さい。
片方の値を変更した場合は忘れずに、もう一方の値も変更して下さい。
出荷時設定は「接点出力震度」「アナウンス震度」共に4（震度）です。

接点出力震度:

放送設備の電源をONにして音声を放送設備のスピーカーから出せる震度は
Ａで設定します。下記の状態では震度４以上の時だけに出力が出て放送設備をONにします。
他にB、Cの接点があります。

①左右のボタンを押して下記の画面を表示させます

AOFF	BOFF	COFF
__4	7	7

②決定ボタンを押し__を点滅させます。

AOFF	BOFF	COFF
4	7	7

③__をA、B、Cのいずれかに合わせて決定ボタンを押します。

AOFF	BOFF	COFF	
4	7	7	__

④右ボタンを押して__を1行目の何も表示されていないところに移動させ決定ボタンを押します。（終了）
値の変更はA接点のみにしてください。B、Cは出荷時のままです。

アナウンス震度：実際の地震の時に端末が発報（アナウンス）を開始する震度

左右のボタンを押して下記の画面を表示させます

アナウンス　シンド　4 ジシン　テスト　　OFF

変更・決定の要領は上記の接点出力震度の項と同様です。

（2）警報音の選択

1. 警報音の種類

左右のボタンを押して下記の画面を表示させます。

ケイホウオン サンシャイン（又はNHK、REIC）

変更、決定の要領は（1）と同様です。
警報音の種類は「NHK」「REIC」「サンシャイン」の3種類です。

2. 警報回数

左右のボタンを押して下記の画面を表示させます。

ブザーカイスウ ２　カイ

変更、決定の要領は（1）と同様です。ブザー回数は1回～5回です。
放送設備の立ち上げ遅れによるアナウンス内容の頭切れ防止の為に2回に調整してあります。

（3）音声文言の選択

左右のボタンを押して下記の画面を表示させます。

ヒョウゲンモード アイマイ２（又はｼｮｳｻｲ、ｱｲﾏｲ1、ｱｲﾏｲ3）

変更、決定の要領は（1）と同様です。

（4）発報テスト

1. テストパターンの選択

①基本画面のとき、左ボタンを2回押し、下記の画面にします。

ジシン　テスト　センタク1 テストジ　セッテン　　ON

②変更・決定の要領はP3の（1）と同様です。

第4編

２. 発報テストの実施

⑤④の画面の状態で左ボタンを1回押し、下記の画面にします。

アナウンス　シンド　4 ジシン　テスト　　OFF

⑥決定ボタンを押し、＿ を点滅させます。

アナウンス　シンド　4 ジシン　テスト　　OFF

⑦＿ を「ジシンテスト　OFF」の「OFF」のところにあわせ、決定ボタンを押し、
左右ボタンを押してON/OFFを切り替えます

⑧ONになったら決定ボタンを押し、＿ を2行目の何も表示されていないところに移動させ、
決定ボタンを押します。

アナウンス　シンド　4 ジシン　テスト　　ON＿

⑨下記のような画面が表示され、予測震度と猶予時間を表示します。この後テストが開始となります。

テスト　ジョウホウ シンド5キョウ　　30sec

⑩地震テストを行った後接点出力確認ランプが点滅し続けますが、防災復旧スイッチを押すと復帰できます。

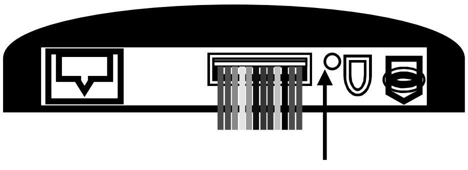

防災復旧ボタンは本体電源横の穴の奥にありますので、
先の細いペンなどで押して復帰して下さい。

（5）定時報

左右のボタンを押して下記の画面を表示させます。

テイジホウ OFF（又はON）

変更、決定の要領はP3の（1）と同様です。
必要ない場合は「OFF」にできます。

5. トラブルシューティング

EQガードは、弊社データセンターから毎分、信号を送信しており、通信異常の場合は「ネットワークイジョウ」と画面表示し、接点出力確認ランプのCランプ（赤）が点滅します。
その場合は以下のことを確認してください。

1. まず、VPN BOXのLEDをご確認ください。
（EQガードとLAN接続されております。右図参照）

①VPN BOX前面のPOWERランプは緑点灯していますか？
－ 緑ランプが点灯していない場合
・ACアダプタ（電源プラグ）がコンセントから外れていないか確認してください。
・VPN BOX側面の電源スイッチが入っていることをご確認ください。

②VPN BOX前面のStatusランプは消灯していますか？
－ 赤ランプが点灯している場合
・ VPN BOX側面の電源スイッチを入れなおしてください。
電源投入後、30秒程度で赤ランプが消灯します。
ランプ消灯しない場合、接続されているLANケーブル抜いた状態で再度電源投入を実施してください。

電源投入後、VPN BOXは以下のように状態遷移します。
1）LEDが全点灯します。
2）POWERのLEDのみが点灯し、その他は消灯します。
3）VPNのLEDが高速点滅します。（起動中）
4）VPNのLEDがゆっくり点滅します。（接続中）
5）VPNのLEDが点灯します。（接続完了）

③VPN BOX前面のVPNランプは橙点灯していますか？
－ 点滅している場合
・弊社VPNサーバと接続できておりません。構内ネットワークが正常かご確認ください。

2. VPN BOXのPOWERランプ緑点灯、VPNランプ橙点灯、Statusランプ消灯を確認後、「ネットワークイジョウ」が消えない場合、EQガードの電源を入れなおしてください。

以上を確認後も「ネットワークイジョウ」が表示される場合は下記にご連絡ください。

問い合わせ先：株式会社チャレンジ
TEL：03－5809－2304
FAX：03－5809－2305

第4編

不審物等への対応マニュアル

１　電話による犯行予告の場合

不審者：爆発等予告の電話

⇩ 受信

職　　員

○下記「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
○相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り(あらかじめサイン等を決めておく。)、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
○電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
○予告電話をいたずら電話と感じた場合でも主管課長へ報告する。

【犯行予告等への対応表】

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を･どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・どうなるか	爆発等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的･動機･原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認(電車の走行音、放送等)

⇩ 報告

所属の課長
(不在の場合は次順位の者)

⇨ 直ちに通報 ⇨ 警察

⇩ 報告(直ちに電話等で第一報を入れる)

(事故発生報告等事務処理要綱による)

☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。
爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や所管課と協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は･･･
○爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、本庁舎にあっては総務課長、事業所にあっては庶務担当課長等、学校にあっては校長(不在の場合は次順位の者)の指揮の下で行う。
○指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域･不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
○検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

２　不審物（爆発物、核、細菌類、化学剤の疑いがある物等）を発見した場合

職員：不審物発見

⇩ 報告

所属の課長
（不在の場合は次順位の者）

⇨ 直ちに通報 ⇨ 警察

⇩ 報告(直ちに電話等で第一報を入れる）

（事故発生報告等事務処理要綱による）

○不審物には一切触れない。
○警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。
○中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲でビニールで覆いをする等の対応を施す。
○細菌類等の疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
○汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
○汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。

【不審物等に対する着眼のポイント】
・　導火線、乾電池、時計の設置
・　火薬等の薬品臭
・　金属や粉のような物が入っている
・　秒を刻むような音がしている
・　包装に粉等が付着している
・　不自然な形状や重さ　　　　　　　　　　　など

平成23年5月19日
教育庁総務部

教育庁大規模テロリズム等警戒対応指針

想定される事態類型	①危険物質を有する施設への攻撃	可燃性ガス貯蔵施設等の爆破
	②大規模集客施設等への攻撃	大規模集客施設等、ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破
	③大量殺傷物質による攻撃	炭そ菌、サリン等の大量散布 ダーティーボム等の爆発による放射性物質の拡散
	④交通機関を破壊手段とした攻撃	航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロ

※上記事態類型は東京都国民保護計画に基づくものである。

警戒レベル	発令の基準	都の対応	教育庁の対応方針	部･事業所･学校における対応内容
レベル１ （通常警戒） 【国外】	国外でテロリズム等の発生はあるが、国内に影響を及ぼす危機情報がない場合	○通常の警備対応	○通常の警備対応	○緊急連絡体制(緊急連絡網)の構築 ○学校等における指揮命令系統、業務分担の決定 ○不審者･不審物等の対応について、児童･生徒及び教職員に周知徹底
レベル２ （中度警戒） 【国外】	国外でテロリズム等の発生があり、国内への影響が懸念される場合	○危機情報収集体制の確保 ○危機管理対策会議の招集（状況に応じて）	○通常の警備対応 ○危機管理における情報連絡体制の確保	○緊急連絡体制(緊急連絡網)の確認・徹底
レベル３ （高度警戒） 【国内】	国内においてテロリズム等が発生した場合、又は国内において具体的なテロリズム等に係る危機情報があった場合	○危機情報収集体制の確保 ○危機管理対策会議の招集（状況に応じて） ○国や区市町村、関係機関等を通じた情報収集及び分析 ○都民への注意喚起 ○都施設における警戒態勢の強化	○管理施設の点検強化 ○関係機関との連絡体制強化 ○情報収集並びに総務局への情報提供	○不審物等への対応確認・徹底 ○管理施設における監視強化（巡回及び来校者チェック等の強化） ○巡回点検時における不審物等への点検強化 ○監理団体等に対して不審者・不審物への監視強化依頼 ○区市町村教委と危機情報の収集･提供 ○郵送物等の検査徹底
レベル４ （厳重警戒） 【都内】	都内においてテロリズム等が発生した場合、又は都内において極めて確度の高いテロリズム等に係る危機情報があった場合	○都災害対策本部等の設置（状況に応じて） ○国や区市町村、関係機関等を通じた情報収集及び分析 ○都民への注意喚起 ○都施設における警戒態勢の強化	○教育庁災害対策本部の設置（状況に応じて） ○管理施設の点検・管理強化 ○集客イベント等実施の制限 ○関係機関との連絡体制強化 ○情報収集並びに総務局への情報提供	○管理施設の緊急一斉点検 ○管理施設の監視強化（巡回点検の回数増、来校者チェック等の厳格化） ○都立学校の休校等実施(本庁等からの情報及び自ら収集した情報を基に学校長が判断) ○管理施設の閉鎖等の実施(本庁等からの情報及び自ら収集した情報を基に施設管理者が判断) ○監理団体等に対して所管施設の緊急一斉点検依頼 ○監理団体等に対して所管施設の閉鎖等の検討、実施依頼（指示） ○区市町村教委と危機情報の収集･提供 ○郵送物等の検査徹底

※対応内容については、児童･生徒、都民等のの身体、生命及び財産の安全確保の観点から、学校長等が状況に応じ臨機に判断するものとする。

２４教学高第２０８号
平成２４年４月２７日

各都立高等学校長
各都立中等教育学校長　｝殿
各都立中学校長

都立学校教育部高等学校教育課長
藤　本　龍　夫
（公印省略）

都立学校における休日の防犯対策について（通知）

学校における防犯対策について日頃から取り組んでいただいているところですが、平成２３年度、都立高校において、生徒の制服等が休日の部活動中に更衣室等から盗まれる事件が多発しており、一部については報道されるところとなっています。

また、今年度においても、あらたに同様の事件が発生しております。

各都立学校におきましては、同様の事件の発生を未然に防ぐために、過去の盗難事件を教訓にした下記の注意事項を参考に、防犯体制の整備をお願いいたします。

特に、連休期間中におきましては、より一層の注意喚起していただけるようお願いいたします。

記

１　不審者の侵入防止

休日には登校者が少なく比較的容易に学校に侵入することができることから、各学校においては、校門の施錠等、不審者の侵入を防止するための管理体制を整備する。

観点	対策
校門の施錠	教職員、生徒及び来校者が使用する校門を１箇所に限定し、それ以外の門は、必要がある場合を除き、原則施錠する。
注意表示の掲示	全ての校門に「関係者以外立入禁止」等の注意表示を掲示する。

２　盗難防止

報告のあった盗難事件は、休日で人の目が少ないという状況の下で発生しており、更衣室が未施錠であったことや、生徒の私物管理が不十分だったことが犯行を容易にしたと考えられる。

各学校においては、私物管理の徹底等、休日における盗難防止対策をあらためて確認する。

観点	対策
私物管理の徹底	・可能な限り金品類は学校に持ち込まない。やむを得ず金品類を学校に持ち込む場合は教員が預かる。 ・私物は鍵のかかる個人ロッカー等で保管する。更衣室周辺にロッカー保管についての注意喚起を掲示する。 ・ロッカー等に施錠保管できない場合には、私物を活動場所に持ち込むように、生徒に指導徹底する。

更衣室ロッカーの活用	私物は更衣室内の鍵のかかるロッカーで保管する。南京錠やダイヤル錠を活用し、ロッカーの施錠を徹底する。

更衣室の施錠	更衣室が無人になる場合には、南京錠やダイヤル錠を活用し、必ず施錠する。

３　盗難発生時の対応

（1）　盗難が発生した場合には、速やかに警察への届出を行い、必要な措置を講じる。

（2）　管理職は、「事故発生報告等事務処理要綱」に基づき、速やかに第１報を所管の学校経営支援センターに報告する。

【担当】
都立学校教育部高等学校教育課管理係　　高橋　志田
連絡先：０３－５３２０－６７４３（直通）

２４教総総第１４４１号
平成２４年１２月２１日

都立学校長　殿

教育庁総務部長
松　山　英　幸
(公印省略)

年末年始に向けた学校危機管理体制の徹底について（通知）

このことについて、学校危機管理マニュアル及び各学校の学校危機管理計画等に基づき、下記のとおり連絡体制を周知徹底し、学校危機管理体制に万全を期すようお願いします。

記

１　緊急連絡体制等の確認

災害等に備え、児童･生徒及び教職員の緊急連絡体制を確認するとともに、非常配備態勢、参集基準、参集場所等を確認しておくこと。

２　学校危機管理担当者の確認

各学校で指定された学校危機管理担当者を確認し、周知しておくこと。

※　夜間、休日等の災害発生時にいち早く学校に参集して、関係機関、保護者等との緊急連絡に当たるため、学校から５ｋｍ以内又は近辺に居住する教職員の中から複数名の学校危機管理担当者を指定しておくこととしている。

３　地域緊急連絡員の確認等

選定した地域緊急連絡員と調整しておくこと。

※　夜間、休日等の災害発生時にいち早く学校に駆けつけて、学校危機管理担当者と共に初期危機管理活動を支援する地域緊急連絡員を、地域の自治会、ＰＴＡ、防災市民組織（消防団など）等から指定し、門扉の鍵を預けることとしている。

地域緊急連絡員の指定が困難な場合及び地域緊急連絡員に鍵を預けていない場合には、地域住民代表等の複数名に施錠していない門扉の位置等を周知し、住民等が校庭に避難できるようにしておく。

４　緊急時連絡先の表示

門扉等に表示した夜間緊急時連絡先が正しく表示されているか確認する。

※　夜間、休日等に学校で異常等があった場合の緊急連絡先（機械警備会社等）を門扉等に表示しておくこととしている。

【担当者】
総務部
調整担当課長　山川　03-5320-7791
総務課安全管理担当　寺島　03-5320-6718

２４教指企第１０６６号
平 成 ２ ５ 年 ２ 月 ７ 日

区市町村教育委員会指導事務主管課長　殿

東京都教育庁指導部指導企画課長
出　張　吉　訓
（公印省略）

学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）

このことについて、東日本大震災を踏まえ、貴教育委員会では管下各学校・園における防災教育の推進を図るとともに、様々な想定を取り入れた実践的な避難訓練や防災訓練の改善に向けて取り組まれていることに改めて感謝申し上げます。

この間、東京都においては、平成２４年４月に首都直下地震等による被害想定を見直すとともに、同年１１月には「東京都地域防災計画」を修正しました。防災教育についても、その充実が一層求められています。

貴職におかれましては、地域の実態を踏まえ、避難訓練等を一層改善し、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育てる防災教育を推進するよう、貴管下各学校・園に対し、下記の点について改めて御指導をお願いします。

記

１　避難訓練等の想定場面等の見直しを図ること

東日本大震災発生時刻、一部の児童・生徒が下校後だった学校や、管理職が不在だった学校、遠足等で他県等にいて交通機関等の不通により帰宅困難となった学年があった学校、あるいは津波警報が発令された地域や液状化が発生した地域等があったことなどを踏まえて、改めて自校の避難訓練等の想定時間、場面、災害の設定状況等を見直し、別紙資料「震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項」を参考とするなどして、多様な場面や状況を想定した避難訓練等を実施する。

２　体験的、実践的な避難訓練等となるよう改善を図ること

(1)　学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

避難訓練の実施計画を策定する際は、学校の種別や校舎等の耐震化の状況を踏まえるとともに、区市町村が定める地域防災計画等におけるハザードマップ等を確認し、特に、木造住宅密集地域、海岸地域、海岸や池の埋め立て地、盛り土、崖の上、崖の下等にある学校は、地震に伴う火災、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も十分に考慮する。

(2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

幼児・児童・生徒等に訓練実施日は予告しておくが、想定する災害の発生時刻や被害状況等を予告しないで実施したり、消火器や屋内消火栓、担架等を活用したり、あるいは緊急地震速報のチャイム音を用いる等、様々な方法を工夫する。

(3) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

学校所在地の消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

また、学校の避難訓練・防災訓練に、区市町村や町会等の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、区市町村や町会等が主催する防災訓練に参加したりするなど、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を、年間必ず１回以上実施する。

３　震災等に対する避難訓練等の計画・実施における留意事項

(1) 幼児・児童・生徒の安全を確保する下校訓練の実施

東日本大震災当日の下校方法については各学校で判断が異なったが、集団下校及び単独下校した小・中学校においては、保護者が帰宅困難となったために、児童・生徒だけで自宅で長時間過ごした事例があった。また、都立学校においては約８，４００人の児童・生徒が帰宅できずに震災当日深夜まで学校に待機した。

このことを踏まえ、震災時の下校方法については、幼児・児童・生徒の安全の確保を図るため、「保護者への引き渡し」「集団下校」「スクールバスによる下校」等、幼児・児童・生徒の発達の段階及び自校の実態を踏まえた下校方法について検討し、震災の規模や状況に応じた適切な下校方法が選択できるよう、下校訓練を実施する。

(2) 避難訓練の実施回数

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校においては年間１１回以上、高等学校においては年間４回以上の避難訓練の実施を原則とする。

(3) 避難訓練等における東京都教育委員会防災教育副読本等の活用

避難訓練や防災訓練を実施する機会を捉え、防災教育副読本「地震と安全」（全児童・生徒に配布）、防災教育補助教材「３．１１を忘れない」（小学校第５学年、中学校第２学年児童･生徒に配布）、高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康　～３．１１を忘れない～　」（高等学校第１学年配布）を活用した防災教育を実施する。

【担当】
東京都教育庁指導部　主任指導主事　石田　周
指導企画課統括指導主事　熊谷　恵子
指導企画課課務担当係長　西脇　良和
指導企画課指導主事　千葉　かおり
電話　０３－５３２０－６８３６
ﾌｧｸｼﾐﾘ　０３－５３８８－１７３３

資 料

震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項

１　避難訓練等の想定場面等の見直し例

(1) 設定時間・場面について

ア　登下校中

イ　始業前、放課後

ウ　授業中(普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等)

エ　休憩・清掃中

オ　校外での教育活動中

カ　他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中

キ　委員会や部活動中(長期休業日及び学校休業日を含む)

(2) 設定状況について

ア　管理職が不在の場合

イ　電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない場合

ウ　停電等により、校内放送が使用できない場合

エ　渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない場合

オ　幼児・児童・生徒・教職員が負傷した場合

カ　校内において幼児・児童・生徒が行方不明になった場合

キ　運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合

ク　島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された場合

ケ　地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定した場合

２　体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

(1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

実施時期・回数・内容等は、学校種別、地域の実情、校舎の安全状況等を踏まえた実践的な訓練を設定する。併せて、「安全教育プログラム」や自校の学校安全計画等における防災教育との関連を考慮して設定する。

(2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

ア　訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を幼児・児童・生徒、想定によっては教職員にも予告しないで実施する等の工夫をする。

イ　消火器や屋内消火栓、担架等を積極的に活用する。

ウ　緊急地震速報のチャイム音を活用し、地震発生時に身を守る姿勢をとる訓練等を実施する。その際、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間に身を寄せるよう指導する。

エ　廊下等の避難経路に、落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択する等、災害発生の推移に合わせた発災対応型の設定を工夫する。

オ　一時集合場所や避難場所等まで避難する訓練を取り入れる。

(3) 避難訓練等の事前・事後指導を充実する

ア　避難訓練等の意義を幼児・児童・生徒が十分に理解し、真剣な態度で訓練に臨むことができるようにするために、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本として、訓練の事前・事後に指導することが重要である。

その際、全児童・生徒に配布した防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認する等、指導の充実を図る。

イ　消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定する。

(4) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する配慮

特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒には、発達の特性や障害の状況等を踏まえ、必要に応じて避難訓練の想定内容等について事前に個別に説明する等、避難訓練等の実施前後に配慮する。

(5) 教職員の役割分担を明確化する

ア　教職員一人一人が指揮系統や役割分担(情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)など、校内の協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

イ　避難訓練では、様々な役割を担当したり、訓練全体の流れを見たりするなど、教職員の役割を固定しないように工夫する。

(6) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

ア　学校所在地の消防署や町会等の防災担当者と連携し、次のような体験的、実践的な活動を組み合わせて実施する。

・消火器による初期消火訓練	・煙体験ハウスを活用した訓練	・起震車体験
・Ｄ級軽可搬消防ポンプ放水訓練	・ＡＥＤ取扱い訓練	・応急手当
・宿泊防災訓練	・避難所設営訓練	・炊き出し訓練　等

イ　消防署と連携し、避難訓練時に１１９番通報訓練を実施する。その際、住所や被害情報等の通報が的確にできるように訓練する。

ウ　保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

なお、避難訓練に引き続いて防災訓練を実施するなど、防災意識を高めるように工夫する。

(7) 実施後の評価を次回の避難訓練等に活用する

避難訓練等実施後は、必ずその評価を教職員相互で行い、反省点や改善点、効果的だった点等について次回の訓練に反映させる。そのため、避難訓練等の際に、避難誘導の在り方や幼児・児童・生徒の避難行動が円滑に行われているか評価する役割の教職員を位置付けることも考慮する。

２４教指企第１０６６号
平 成 ２ ５ 年 ２ 月 ７ 日

各都立学校長　殿

教育庁指導部指導企画課長
出　張　吉　訓
（公印省略）

学校・園における震災等に対する避難訓練等の改善について（通知）

このことについて、東日本大震災を踏まえ、各学校では様々な想定を取り入れた実践的な避難訓練や防災訓練を実施していただいているところです。

この間、東京都においては、平成２４年４月に首都直下地震等による被害想定を見直すとともに、同年１１月には「東京都地域防災計画」を修正しました。防災教育についても、その充実が一層求められています。

貴職におかれましては、自校の防災教育推進委員会を活用するとともに、下記に基づき、避難訓練等を一層改善し、まず自分の命を守り、次に身近な人を助け、さらに地域に貢献できる人材を育てる防災教育を推進するようお願いします。

記

１　避難訓練等の想定場面等の見直しを図ること

東日本大震災発生時刻、一部の児童・生徒が下校後だった学校や、管理職が不在だった学校、遠足等で他県等にいて交通機関等の不通により帰宅困難となった学年があった学校、あるいは津波警報が発令された地域や液状化が発生した地域等があったことなどを踏まえて、改めて自校の避難訓練等の想定時間、場面、災害の設定状況等を見直し、別紙資料「震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項」を参考とするなどして、多様な場面や状況を想定した避難訓練等を実施する。

２　体験的、実践的な避難訓練等となるよう改善を図ること

(1)　学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

避難訓練の実施計画を策定する際は、学校の種別や校舎等の耐震化の状況を踏まえるとともに、区市町村が定める地域防災計画等におけるハザードマップ等を確認し、特に、木造住宅密集地域、海岸地域、海岸や池の埋め立て地、盛り土、崖の上、崖の下等にある学校は、地震に伴う火災、津波、液状化、浸水、崖崩れ等の二次災害の発生も十分に考慮する。

(2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

幼児・児童・生徒等に訓練実施日は予告しておくが、想定する災害の発生時刻や被害状況等を予告しないで実施したり、消火器や屋内消火栓、担架等を活用したり、あるいは緊急地震速報のチャイム音を用いる等、様々な方法を工夫する。

(3) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

学校所在地の消防署や防災機関との連携を十分に行うとともに、保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

また、学校の避難訓練・防災訓練に、区市町村や町会等の防災担当者をゲストティーチャーとして招いたり、区市町村や町会等が主催する防災訓練に参加したりするなど、保護者や地域との連携を重視した避難訓練・防災訓練を、年間必ず１回以上実施する。

３　震災等に対する避難訓練等の計画・実施における留意事項

(1) 幼児・児童・生徒の安全を確保する下校訓練の実施

東日本大震災当日の下校方法については各学校で判断が異なったが、集団下校及び単独下校した小・中学校においては、保護者が帰宅困難となったために、児童・生徒だけで自宅で長時間過ごした事例があった。また、都立学校においては約８，４００人の児童・生徒が帰宅できずに震災当日深夜まで学校に待機した。

このことを踏まえ、震災時の下校方法については、幼児・児童・生徒の安全の確保を図るため、「保護者への引き渡し」「集団下校」「スクールバスによる下校」等、幼児・児童・生徒の発達の段階及び自校の実態を踏まえた下校方法について検討し、震災の規模や状況に応じた適切な下校方法が選択できるよう、下校訓練を実施する。

(2) 避難訓練の実施回数

幼稚園、小学校、中学校、特別支援学校においては年間１１回以上、高等学校においては年間４回以上の避難訓練の実施を原則とする。

(3) 避難訓練等における東京都教育委員会防災教育副読本等の活用

避難訓練や防災訓練を実施する機会を捉え、防災教育副読本「地震と安全」（全児童・生徒に配布）、防災教育補助教材「３．１１を忘れない」（小学校第５学年、中学校第２学年児童・生徒に配布）、高等学校「保健」補助教材「災害の発生と安全・健康　～３．１１を忘れない～　」（高等学校第１学年配布）を活用した防災教育を実施する。

【担当】
教育庁指導部　主任指導主事　石田　周
指導企画課統括指導主事　熊谷　恵子
指導企画課課務担当係長　西脇　良和
指導企画課指導主事　千葉　かおり
電話　０３－５３２０－６８３６
ﾌｧｸｼﾐﾘ　０３－５３８８－１７３３

資 料

震災等に対する避難訓練等を実施する上での配慮事項

１　避難訓練等の想定場面等の見直し例

(1) 設定時間・場面について

ア　登下校中
イ　始業前、放課後
ウ　授業中(普通教室・特別教室・体育館・運動場・プール等)
エ　休憩・清掃中
オ　校外での教育活動中
カ　他県等への遠足等や宿泊を伴う教育活動中
キ　委員会や部活動中(長期休業日及び学校休業日を含む)

(2) 設定状況について

ア　管理職が不在の場合
イ　電話等が不通で、情報の収集や伝達ができない場合
ウ　停電等により、校内放送が使用できない場合
エ　渡り廊下や非常階段等、事前に想定した避難経路が被害を受けて使用できない場合
オ　幼児・児童・生徒・教職員が負傷した場合
カ　校内において幼児・児童・生徒が行方不明になった場合
キ　運動場が液状化し、噴砂、地割れ、陥没等で使用できない場合
ク　島しょ部や東京湾沿岸部等に立地する学校で、津波警報が発令された場合
ケ　地震発生後、火災の発生や津波警報の発令等、被害の拡大により複合災害を想定した場合

２　体験的、実践的な避難訓練等にするための改善の視点

(1) 学校の種別及び地域の実情に即した避難訓練等を設定する

実施時期・回数・内容等は、学校種別、地域の実情、校舎の安全状況等を踏まえた実践的な訓練を設定する。併せて、「安全教育プログラム」や自校の学校安全計画等における防災教育との関連を考慮して設定する。

(2) 形式的、表面的な訓練とならないよう、緊迫感、臨場感をもたせる避難訓練等を実施する

ア　訓練実施日は予告しておくが、想定災害の発生時刻や被害状況を幼児・児童・生徒、想定によっては教職員にも予告しないで実施する等の工夫をする。
イ　消火器や屋内消火栓、担架等を積極的に活用する。
ウ　緊急地震速報のチャイム音を活用し、地震発生時に身を守る姿勢をとる訓練等を実施する。その際、「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」空間に身を寄せるよう指導する。
エ　廊下等の避難経路に、落下物や転倒物に見立てた段ボール等を置き、危険を避けて避難経路を選択する等、災害発生の推移に合わせた発災対応型の設定を工夫する。
オ　一時集合場所や避難場所等まで避難する訓練を取り入れる。

(3) 避難訓練等の事前・事後指導を充実する

ア　避難訓練等の意義を幼児・児童・生徒が十分に理解し、真剣な態度で訓練に臨むことができるようにするために、「自らの命は自ら守り安全に行動できる」ことを基本として、訓練の事前・事後に指導することが重要である。

　その際、全児童・生徒に配布した防災教育副読本「地震と安全」を活用し、安全な避難行動を確認する等、指導の充実を図る。

イ　消防署員等の防災関係者による避難訓練等実施後の講評や、防災講話を設定する。

(4) 特別な支援が必要な幼児・児童・生徒に対する配慮

　特別な教育的支援が必要な幼児・児童・生徒には、発達の特性や障害の状況等を踏まえ、必要に応じて避難訓練の想定内容等について事前に個別に説明する等、避難訓練等の実施前後に配慮する。

(5) 教職員の役割分担を明確化する

ア　教職員一人一人が指揮系統や役割分担(情報収集、関係機関への通報・連絡、搬出、救助等)など、校内の協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

イ　避難訓練では、様々な役割を担当したり、訓練全体の流れを見たりするなど、教職員の役割を固定しないように工夫する。

(6) 家庭や地域住民、関係機関等との連携を密にした避難訓練・防災訓練を実施する

ア　学校所在地の消防署や町会等の防災担当者と連携し、次のような体験的、実践的な活動を組み合わせて実施する。

・消火器による初期消火訓練	・煙体験ハウスを活用した訓練	・起震車体験
・Ｄ級軽可搬消防ポンプ放水訓練	・ＡＥＤ取扱い訓練	・応急手当
・宿泊防災訓練	・避難所設営訓練	・炊き出し訓練　等

イ　消防署と連携し、避難訓練時に１１９番通報訓練を実施する。その際、住所や被害情報等の通報が的確にできるように訓練する。

ウ　保護者等に対して避難訓練等の実施日時、内容、主な想定等を情報提供したり、学校公開日等に避難訓練等を設定したりするなどして参加・協力を求める。

　なお、避難訓練に引き続いて防災訓練を実施するなど、防災意識を高めるように工夫する。

(7) 実施後の評価を次回の避難訓練等に活用する

　避難訓練等実施後は、必ずその評価を教職員相互で行い、反省点や改善点、効果的だった点等について次回の訓練に反映させる。そのため、避難訓練等の際に、避難誘導の在り方や幼児・児童・生徒の避難行動が円滑に行われているか評価する役割の教職員を位置付けることも考慮する。

（※　各学校の実態に合わせて作成する。）

震災対策ポケットメモ

～万一の時もあわてずに～

（学校教職員用）

このポケットメモは
常時携帯して下さい

東京都教育委員会

所属

氏名

- 1 -

地震の際は参集が必要！

勤務時間外に、東京都内（島しょを除く）で**震度６弱以上**を観測した場合、特別非常配備態勢をとります。

自動参集ですので、参集連絡の有無にかかわらず、自発的に参集することが求められます。

１　学校危機管理計画における担当は

「　　　　　　　　　　　　」です。

ご自身でご記入下さい。

２　あなたの学校の危機管理担当者は

「＿＿＿＿＿＿＿＿先生」と

電話「　　（　　　　　　」

ご自身でご記入下さい。

「＿＿＿＿＿＿＿＿先生」です。

電話「　　（　　　　　　」

ご自身でご記入下さい。

３　地域緊急連絡員は

「例　町会長の＿＿＿＿＿＿様」です。

電話「　　（

ご自身でご記入下さい。

- 2 -

Ⅰ　児童・生徒への対応

1　各班の分担業務(例示)

「連絡班」
- 校舎内に逃げ遅れた児童・生徒がいないか確認
- 関係機関、保護者等との連絡及び情報の収集並びに各班への情報提供、学校経営支援センターへの報告、連絡

「施設班」
- 初期消火活動
- 学校施設・設備の校内巡視・点検、立入禁止の表示
- 校舎等の応急危険度判定の要請

「食糧班」
- 学校に保護する児童・生徒への食事の準備
- 備蓄・救援物資の確認・配布、ろ水器の稼動・給水

「救護班」
- けが人への応急救護
- セルフケアセットの提供
- 医療機関との連携

「避難所支援班」
- 地域緊急連絡員と連携し、建物の安全が確認できるまで住民等を校庭等に待機させる。
- 学校施設上の制限区域を設定し、避難住民や帰宅困難者を所定の場所に誘導し、一時滞在施設の開設･避難所運営に協力する。
- 公的防災機関、防災市民組織と秩序維持や衛生管理、施設保全等についての連絡調整
- 災害時帰宅支援ステーション等の案内板設置
- 災害情報、交通機関運行情報の収集及び提供

「経営企画室」
- 重要書類等を持ち出し、水浸しや散逸を防止する。

2　児童・生徒の安全確保

（１）在校時

①　生徒の避難と安全管理を校内放送で指示する。

②　学級担任は、震災の状況を説明し、今後の対応について生徒を指導する。
- 安全が確認されるまでは、原則的として学校に留め置くこと。
- 学校は耐震補強が行われており、安全なこと。
- 担任の指示に従って行動すること。

③　あらかじめ定めた連絡方法により学校から保護者へ連絡し、安全が確認されるまで、学校で生徒を保護する旨を伝える。

（２）登下校時（※予知の可能性が高い、東海地震を想定しての記載）

①　登校中に生徒が「注意情報」を知ったら、そのまま登校させる。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。

②　下校中に生徒が「注意情報」を知ったら、学校・自宅・避難所のいずれか一番近い所に避難する。公共交通機関を使用している間に「警戒宣言」が出された場合、公共交通機関の誘導に従う。

（３）登校前に生徒が「注意情報」が出されたことを知った場合、学校から指示があるまで自宅で待機させる。

（４）保護者と連絡が取れるまで若しくは保護者等に確実に引き渡すまで、学校において保護することを原則とする。ただし、保護者と連絡が付いた場合は、学校種別、地域の建物等の被害状況等を総合的に判断して、帰宅が可能と判断できる場合に限って、帰宅させることができる。

3　児童・生徒の避難誘導

（１）お・か・し・も（「押すな」、「かけるな」、「しゃべるな」、「戻るな」）を合い言葉として、 単純明快な指示で、児童・生徒を掌握する。

（２）心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先にする。

（３）発災後、校庭・屋上に避難した場合は、校舎内に児童・生徒が残っていないかを確認する。

（４）校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。

（５）避難の際、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。なお、出席簿及び緊急連絡用（引渡し）カードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管する。

① 校 舎 内 で の 避 難

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
〇突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。（緊急地震速報システムが作動するが、首都直下地震では間に合わない場合がある。） ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 ・蛍光灯、窓ガラスなど多くのものが落下する。 ・混乱のあまり、外に飛び出そうとする。 ・恐怖のため、動けなくなる。	**〇児童・生徒に安心させるような声を かける。**（授業中、給食中） **〇教室・特別教室の場合** ・机の下に潜り込み、対角線に机の脚をつかむよう指示する。 **〇体育館、校庭、屋上、共用部分の場合** ・その場で頭を保護してしゃがむよう指示する（緊急地震速報システムが作動した場合、落下物の危険のない地点まで移動した後）。 （休み時間、放課後） **〇教職員がいる場合** ・教室、特別教室、体育館、校庭、屋上の場合と同じ（近くにいる児童・生徒を含む。）。 **〇教職員がいない場合** ・教室、特別教室、体育館、校庭、屋上の場合 ・廊下、階段の場合	**〇身を守る。** ・机の下に潜り、対角線に机の脚をつかみ、頭は窓や壁と反対側に向けて身を守る。 ・防災頭巾、座布団等で頭を保護する。 **〇その場で頭を保護してしゃがむ**（緊急地震速報システムが作動した場合、落下の危険のない地点まで移動した後。）。 **〇授業中、給食中などの行動と同じ。** ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 廊下 その場で頭を保護してしゃがむ。 階段 その場で腹ばいになり又は手すりにつかり転落を防止する。

② 校庭・屋上 への 避難

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
	（授業中、給食中） **〇教室・特別教室の場合** ・勝手な行動をとらせない。 ・コンロ、ファンヒーター等の火を消す。又は指示する。 ・コンセントを抜いたり、ガスの元栓等を閉めたりする。又は指示する。 ・負傷者等の有無を確認する。 ・負傷者等の救出、応急手当をする。 ・ドアや窓付近の落下物等危険物を退け、脱出口を確保する。 ・防災頭巾、カバン等で頭部を保護するよう指示する。	**〇教職員の指示に従う。** **〇上履きのまま、防災頭巾・ヘルメット等で頭を保護し、何も持たないで、校庭・屋上への避難に備える。** ・自力で避難できない児童・生徒の避難準備にも気を配る。

	・自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先する。 **〇体育館、校庭、屋上の場合** ・教室・特別教室の場合と同じ。 ・校庭の場合、液状化していない場所に集める。 （休み時間、放課後） **〇教室に教職員がいる場合** ・授業中、給食中の場合と同じ。 なお、近くの教職員のいない教室の児童・生徒の安全確保も図る。 **〇教室に教職員がいない場合** ・担任は、原則として受持ちの教室に行く。 なお、担任している児童・生徒だけではなく、	・教室・特別教室の行動と同じ。 ・授業中、給食中の行動と同じ。 ※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。

	教職員の近くにいる全ての児童･生徒の安全確保を図る。	
○大きな揺れの後で、児童･生徒の心が動揺している。	**○廊下、階段に教職員がいる場合** ・教職員は、近くの教室に入り、児童・ 生徒への指示を行った後に、受持ちの教室に行く。	・教職員の指示に従う。 ・授業中、給食中の行動と同じ。
○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起 こることが予想される。	**○校庭に教職員がいる場合** ・液状化していない場所に集め、速やかに整列し、その場にしゃがむように指示した後に、数人を除いて、受け持ちの教室に行く。	・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむ。
○避難の際、廊下･階段等はガラスの破片で危険な状態 である。		
○本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せ てくる。傾斜地では、崖崩れが発生する。	**○屋上、体育館に教職員がいる場合** ・教職員の指示に従う。 ・速やかに整列し、その場にしゃがむよう指示する。	・速やかに整列し、その場にしゃがむ。

	○校庭、屋上等に教職員がいない場合 ・担任以外の教職員は、校庭、屋上等に行き、児童・生徒の安全確保を図る。	※教職員がいない場合でも、いる場合と同様の行動ができるよう、避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。
	○本震の後は、余震が次々と起こるが、落下物等に注意して冷静に行動する よう指導する。	
	〔避難開始等〕 **○児童･生徒の人数を確認し、校庭･屋上へ避難を開始する。** ・自力で避難できない児童・生徒の安全確保を優先する。 ・津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。	**○校庭への避難開始** ・「お」「か」「し」「も」 を守って行動する。 「お」：押すな 「か」：かけるな 「し」：しゃべるな 「も」：戻るな ・自力で避難できない児童・生徒の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。

	・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 ・教室からの避難の場合は、できる限り隣接する2学級が連携して、前後 に教職員を配置して避難する。 ・負傷者、心身に障害のある児童・生徒の保護を優先するよう指示する。 ・避難誘導の際、火災場所近くや上層階の児童・生徒の避難を優先させる。 ・周囲の状況（出火・倒壊・亀裂・出水等）を確かめながら避難する。	・教室の場合：廊下に速やかに並び、安全な通路を通って避難する。 ・屋上の場合：速やかに並び、安全な通路を通って避難する。 ・体育館の場合：速やかに並び避難する。 ・負傷者、心身に障害のある 児童・生徒を皆でかばい、助け合う。

- 11 -

	・避難中に火災が発生した場合は、放送施設、口頭、ハンドマイク等の方法で火災場所を知らせる。 ・できるだけ多くの教職員で初期消火に当たる。その際、身体の安全に十分配慮する。 **○教職員は、トイレ等に児童・生徒が残っていないかを確認する。** **○学校災害対策本部の各班の行動を開始する。** ・連絡班は行方不明者の捜索を行う。 ・救護班は負傷者の応急手当をする。 ・連絡班は児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告し、施設・設備の被災状	**○校庭・屋上に集合したら** ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を降ろして低い姿勢で待機する。

- 12 -

○一時（いっとき）集合場所、避難所に指定されている場合；校庭は、避難して来る住民や幼・小・中学校の児童・生徒を引き取りに来る保護者等により、混乱が予想される。	況を学校経営支援センター管理課に報告する。区市町村立学校は都立学校に準じて当該区市町村教育委員会に報告をする。 ・連絡班は（広域）避難場所への避難経路を確認する。 ・救護班は救助を必要とする児童・生徒がいる場合は、消防署などへ救助要請する。 ・ラジオ等で情報を収集する。 ○避難者、保護者の対応に当たる。 ○児童・生徒の引渡しは、緊急連絡用（引渡し）カードで行う。 ・通学路の安全確保、保護者の状況等を総合的に判断し児童・生徒を保護	○保護者が引取り又は避難して来る。

	者等へ引き渡す。 ・発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなってしまった児童・生徒の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。 ○中学校、中等教育学校、高等学校の生徒に対し、初　期消火や救護等の活動のできる生徒を募る。	○それに応じた生徒は、救護、消火活動等に協力する。

③（広　域）避難場所への避難

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
○二次災害等（火災、崖崩れ等）で学校が危険にさらされる。	○避難の際の配慮 ・地震に対する恐怖心やデマに惑わされて自己中心的な行動に走ったり、パニック的混乱に陥ったりしないよ	

	うにするため、児童・生徒に対して教職員の指示に従うよう指導する。 ・自分勝手な言動を慎み、集団・隊列 から離れないなどの指示をする。 ・自力で避難できない児童・生徒の実情にあわせて介添者を決め、級友の助力により避難できるように指導する。 **○（広域）避難場所への避難開始** ・校門などに避難先を掲示する。 ・避難誘導する前に、教職員は児童・生徒の人員を点呼する。 **○集団の責任者** ・全体指揮（校長）、学年指揮（学年主任）、学級指揮（学級担任）	・自力で避難できない児童・ 生徒の避難活動にも配慮し、可能な範囲で手助けをする。 ・教職員の指示に従うとともに、特に、「お」「か」「し」「も」の合い言葉を守って行動する。 ・負傷した児童・生徒や自力で避難できない人をみんなでかばい、助け合う。

○道路は、陥没・高架橋の落下・自動車火災・事故などによりいたるところで通行止や大渋滞になっている。	○避難集団の編成 ・学級単位で編成し、学校集団の先頭は副校長とし、担任はクラスの最後尾につく。 ・（広域）避難場所への避難は、避難誘導の担当者が確認した避難経路を利用する。しかし、実際の状況変化により、避難経路として適さない場合は、臨機応変に対応する。 ・（広域）避難場所に到着した段階で、人員を点呼する。行方不明の児童・生徒がいる場合は、捜索する。	・防災頭巾、かばん等で頭部を守りながら行動する。 ・避難途中に負傷した方などがいたら、みんなでかばい、助け合う。 **○（広域）避難場所に到着したら** ・学年、学級ごとに整列する。 ・腰を下ろして、低い姿勢で待機する。

④ 休日・夜間等に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
○突然、震度6弱以上の地震　が発生し、大きく揺れる。 （緊急地震速報システムが作動するが首都直下地震では、揺れに間に合わない場合がある。） ・地震による強い揺れのため立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。 **○主要震動終了** ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。	〔都立学校教職員の場合〕 ・震度６弱以上の地震が発生した場合、自宅・家族の安全を確保した上で、所属校へ参集の連絡が無くても参集する。 **○教職員は、学校や寄宿舎にいる児童・生徒の安全確保を最優先する。** **○出勤した教職員又は部活動等で出勤している教職員の当初の任務** ・出勤途上で知り得た情報を連絡班に報告する。 ・校舎等の安全確認	**○寄宿舎で生活している場合** ・教職員の指示に従い行動する。 **○クラブ活動等で学校にいる場合** ・部活担当者の指示に従い行動する。 **○家庭等にいる場合** ・保護者等の責任において児童・生徒の安全確保を図る。

○大きな揺れの後で児童・生徒の心が動揺している。 **○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起　こることが予想される。**	を行う。 ・避難所の開設及び管理運営に協力する。 **○発災当初の任務の後**、教職員は、家庭にいる児　童・生徒の安否確認などの業務に従事する。 **○児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。**また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。 ○発災後保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。	・わが身・家族の安全を確認した生徒は、地域の人々と協力し助け合う。 ・自らの安否について、学校に一報を入れる。電話が使えないときのための連絡手段を日頃から決めておくこと。

⑤ 登下校時に発災した場合の対応

時間の経過（状況等）	教職員の対応・行動	児童・生徒の行動等
○突然、震度6弱以上の地震が発生し、大きく揺れる。 ・地震による強い揺れのため 立つことも歩くこともできない。 ・この強い揺れは、十秒から数十秒間続く。	**○出勤途中の場合は、所属校に向かう。** ・出勤途中で知り得た情報を、あらかじめ学校で定めている連絡班に報告する。	**○電車・バス乗車中は、運転手・駅員等の指示に従う。** ・手近なカバンや上着等で頭部を守る。 ・スクールバス運行時は、事前に定められた避難場所に避難し、状況に応じてバス内に待機する。 ・運転手、駅員等の指示に従う。
○主要震動終了 ・大きな揺れが収まる。 ・ガラス破片の飛散、転倒物、落下物がある。 ・本震から約数分後、津波が海岸部に繰り返し押し寄せてくる。傾斜地では崖崩れが発生する。	**○帰宅途中の場合は、所属校に戻る。** ・参集途中で知り得た情報を連絡班に報告する。 **○在校中の教職員は、児童・生徒を校庭・屋上に避難するよう指示する。** ・人員を点呼する。 それ以降については、在校中の場合と同じ。	※自分の身の安全は自分の判断で守ることができるよう避難訓練の際に、安全に行動できる能力を培う。 ・在校中の児童・生徒は、教職員の指示に従い、行動する。
○大きな揺れの後で児童・生徒の心が動揺している。 **○本震が終わっても、間もなく大きな余震が、次々と起 こることが予想される。**	・津波・高潮・液状化の被害が予想される学校においては、安全な場所（屋上等）に避難・誘導する。 ・その他、河川の氾濫や崖崩れ等にも配慮する。 **○児童・生徒の安否を学校経営支援センター経営支援室に報告する。**また、施設・設備の被災状況について学校経営支援センター管理課に報告する。 **○保護者が亡くなり身寄りがなくなった児童・生徒の心のケアを行なうとともに、他の児童・生徒の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。**	・大きな揺れが収まったら、学校、自宅、（広域）避難場所のいずれか一番近い所に避難する。 ・垂れ下がった電線に近づかない。 ・自分が負傷した場合、大きな声を出して近くの人に助けを求める。 ・すぐに学校又は家に戻れない場合、（広域）避難場所に避難した後、安全の確保ができ次第、公衆電話・携帯電話等で自分のいる所を家か学校に連絡する。

Ⅱ　避難所等としての対応

1　避難所の開設

震災後、区市町村からの要請に基づき、避難所を開設するに当たって、教職員又は区市町村首長部局職員等は避難場所となる体育館、校舎等の安全を確認する。二次災害を防止するため安全確認をするまでの間、厳冬期であっても避難者を校庭等で待機させる。

教職員又は区市町村首長部局職員等は、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立ち入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、区市町村災害対策本部へ報告する。

なお、避難所の開設に当たっては、避難者自治組織づくりを念頭において、避難所内の区割りを町会、自治会又は町・丁単位で行う。

早朝・夜間・休日等に発災した場合の対応

行動時期	校長・教職員の対応・行動（学校災害対策本部を含む）	避難所運営の動き	児童・生徒、避難者等の動き
発災直後	○震度6弱以上の地震の場合、都立学校教職員は自宅及び家族の安全を確認の上、自動的に参集する。	○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、施錠されている場合には校門の鍵を開ける。	

	○携帯電話等を活用して、学級担任が児童・生徒の安否確認をする。	○避難者を校庭等に待機させ、校舎、体育館に立ち入らないよう注意する。 ○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員、防災市民組織のリーダーは、地震の状況、火災等の情報を収集し、広域避難場所への避難に備える。	○避難者が学校へ避難し始める。 ○児童・生徒は保護者と共に避難をする。 避難所に落ち着いた所で、学校に安否、所在地等を報告する。
	○避難所支援担当を編成する。 ・区市町村首長部局職員が避難所に到着するまでの間は、教職員が主体的に運営する。	○学校危機管理担当者又は地域緊急連絡員は、校長等に学校の状況等を連絡する。 ○避難所運営本部を設置する。 ○避難者の中からボランティア	○防災市民組織、避難者等が避難所業務に従事する。

		を募る。 ○出火の場合は、防災市民組織、避難者の応援も得て、初期消火に当たる。 〔救護・衛生担当（救護班）〕 ○応急措置用の医薬品等を校内から可能な限り確保する。 ○重症者等を医療救護所へ引き継ぐための応急措置などを行う。 ○軽症者への応急手当をする。 ○負傷者名、負傷者等が訴えている症状のメモを作成する。	○防災市民組織、避難者等は教職員に協力し初期消火に当たる。

	○教職員は、校舎等の施設の安全を確認する。避難者等に協力を求める。 ○全ての校舎等が危険で利用できない場合は、立入禁止とし、区市町村災害対策本部へ連絡し、指示を受ける。	〔避難所担当（避難所支援班）〕 ○危険箇所は立入禁止を表示する。 ○避難所とする体育館、和室や保健室等を整理、清掃し、避難所として使用可能な状態にする。	○避難者は教職員に協力し、校舎、体育館等の安全確認を行う。
避難所支援班を中心に避難所を開設する。			

2　一時滞在施設の開設

（1）一時滞在施設

一時滞在施設とは、首都直下地震が発生した際に、駅周辺の滞留者や屋外で被災した外出者のうち、帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者を一時的に受け入れる施設である。

一時滞在施設として、島しょを除く全都立高校が候補施設と

なっており、指定を受けた都立高校は帰宅困難者を３日間程度受け入れることとなる。

（２）一時滞在施設の備蓄等

一時滞在施設となる都立高校には、各校で受け入れ可能な人数に対応した、食糧・飲料水・ブランケット・簡易トイレ等を総務局総合防災部が整備する。なお、校内で受入れ人数分を備蓄できない場合には、外部倉庫で備蓄することとしている。

また、通信手段を確保するため、ＭＣＡ無線、特設公衆電話、Ｗｉ−Ｆｉを整備する予定となっている。

（３）一時滞在施設の開設・閉鎖

大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、東京都災害対策本部（総務局総合防災部）の要請を受け、施設の安全を確認の上、速やかに開設するが校長判断で自主的に開設することも可能とする。

なお、建物や周辺の被害状況を確認した結果、開設ができないと判断した場合は、速やかに東京都災害対策本部及び学校経営支援センターに報告する。

開設後、円滑に運営するためには、事前に学校危機管理計画において、避難所支援班に一時滞在施設運営担当の明記や救護班・食糧班等教職員の役割等を決定しておく。閉鎖に当たっては、東京都災害対策本部からの指示を待って行なう。

【留意事項】

○　予め一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーションと避難所スペースを振り分け、動線を分離する等児童・生徒の安全を確保する。

○　乳幼児連れ・女性・高齢者・外国人等の災害時要援護者について、配慮する。

3　災害時帰宅支援ステーションの開設

（１）災害時帰宅支援ステーション

災害時帰宅支援ステーションとは、震災時に保護を必要とする帰宅困難者に対して、水、トイレ、休息の場の提供、沿道情報等を提供する。

「災害時帰宅支援ステーション」として島しょを除く全ての都立学校が指定されている。また、コンビニエンスストア、ファミリーレストラン、ガソリンスタンド等が東京都との協定により災害時帰宅支援ステーションとして指定されている。

（２）災害時帰宅支援ステーションの備蓄等

ア　飲料水

500mlの保存水のほか全都立学校にプールの水をろ過して飲料水に変えるろ水器を設置している。

イ　セルフケアセット

被災者自身又は家族等でセルフケアするための医薬品セット（風邪薬、解熱剤、湿布薬、絆創膏、殺菌消毒剤等、包帯、ガーゼ等）を全都立学校に配備している。

ウ　自家発電機

災害時帰宅支援ステーションとしての機能を果たすため、停電時の投光及び水中ポンプ用として全都立学校に自家用発電機を設置している。

（３）災害時帰宅支援ステーションの開設・閉鎖

大地震等で帰宅困難者が発生した場合は、教育庁からの指示を待つまでもなく校長の判断で速やかに開設する。

開設後、円滑に運営するためには、事前に案内板や案内チラシを用意しておくとともに、学校危機管理計画において、避難所支援班・救護班・食糧班等教職員の役割等を決定しておく。

【開設の手順】

○　正門付近に案内板を設置→収容スペース・立ち入り禁止

区域の設定→保護している児童・生徒数を学校経営支援センターに報告→帰宅困難者に、水・トイレ・休息の場等を提供する一時立寄施設である旨の案内チラシの配布→近隣駅等の案内図を情報提供し、徒歩帰宅を支援する。

【留意事項】

○　災害時帰宅支援ステーションと一時滞在施設・避難所スペースの振り分けを図っておく。

○　乳幼児連れ・高齢者等の災害時要援護者に加え、女性や外国人について、配慮する。

Ⅲ　教育活動への対応

1　安否情報・被害状況の把握

（１）教職員による児童・生徒の安否確認等

緊急連絡用（引渡し）カード等の連絡先に家庭訪問又は電話で、児童・生徒、保護者の安否状況を把握する。また、携帯・固定電話、電子メール、ホームページ、ツイッター、災害用伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。さらに、区市町村掲示板に学校と連絡をとるよう掲示したり、学校に安否を確認するためのノートを備えて友人や近隣者等から情報を求めるなど、児童・生徒の安否情報を収集する。

（２）保護者等からの情報収集

児童・生徒が親戚などに避難する場合は、保護者に対し、早めに何らかの手段で学校に連絡させる。

（３）教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒の安否確認と同時に教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、所管の学校経営支援センターに報告する。

（４）校舎等の安全確認・整備

校舎の補修や改修を要する箇所を点検し、被害の程度が大きいようであれば危険度判定を要請し、部分的な補修で済むようであれば修繕を学校経営支援センターに要請する。

授業再開に当たっては、必要な教室・スペースなどの安全確認を行なうとともに必要な整備を行って確保する。

（５）児童・生徒の通学路の安全確認等

授業再開に当たって、通学区域地区担当の教職員は児童・生徒が安全に通学できるか等、通学路の安全確認を行う。

2　応急教育計画の作成

（１）応急教育計画の作成

学校教育が正常に実施されるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、大震災に備えて作成した応急教育計画を見直す。

教育活動の再開に際しては、健康・安全教育、生活指導に重点を置く。また、心のケア対策にも十分留意する。

【応急教育計画作成に当たっての主な留意点】

・　平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
・　登校する児童・生徒の人数に応じた応急教育を実施する。
・　地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。

（２）授業再開時期の決定

都立学校では、学校施設の応急復旧の状況、被災校舎の立入禁止等の安全対策、通学路の安全確保対策、上水道の復旧状況、使用可能な教室数、登校可能な児童・生徒数、避難住民の意識等を考慮し、学校経営支援センターと協議の上、授業再開時期の目途を定める。

（３）授業再開の保護者への周知

授業再開に当たって、電話連絡網、掲示、案内などを通じて保護者に授業再開の時期を周知、徹底する。

（4）心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子供も心が疲弊している状態にある。

応急教育の立案に当たっては、このような児童・生徒の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制をとる。学校は学校経営支援センターと連携し、スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士などの専門家による震災後の心のケア対策の充実に努める。

3　MEMO

この欄は参集途中で被害状況などを記録する際などに使用して下さい。

Ⅳ　緊急連絡先

所　属　先（例示）	NTT（直通電話）	携帯等その他
○　○　　　学校		
校長		
副校長		
学校危機管理担当者		
地域緊急連絡員		
学年主任		
○○学校経営支援センター		
同　　支所		

【標準　学校用】震災時の対応チェックリスト《事前準備編》

チェック	項目	内容	マニュアル掲載箇所
□	学校危機管理計画	学校危機管理計画の作成・情報共有・各教員の役割分担	
□	特別非常配備態勢	教職員の特別非常配備態勢表の作成・自己の態勢	
□	緊急連絡網	児童・生徒等の緊急連絡網の作成・連絡方法確認	
□	〃	教職員の緊急連絡網の作成・連絡方法確認	
□	危機管理担当者	災害時に学校にいち早く参集して対応する危機管理担当者（〇〇先生、〇〇先生）	
□	地域緊急連絡員	災害時に学校に速やかに駆けつけて鍵開け等を行う地域緊急連絡員（〇〇さん：電話　　　　　　　　）	
□	緊急時持ち出し物品リスト	緊急時に優先して持ち出すべき書類や物品のリストを作成	
□	災害用品	災害時に役割分担ごとに活用する用品・保管場所リストを作成・掲示	
□	不審者対応	不審者対応時の緊急連絡先・教員連携の確認	
□	防災拠点としての対応	一時滞在施設・災害時帰宅支援ステーション・避難所等	
□	災害用品	災害時に役割分担ごとに活用する用品・保管場所リストを作成・掲示	
□	備蓄品	災害時に生徒用、帰宅困難者用、避難住民用ごとに活用する備蓄品・保管場所リストを作成・掲示	
□	緊急時の避難場所	地震・火災・津波等、様々な災害を想定した避難計画を策定し、避難場所を決めているか。	
□	校長不在時の対応	校長不在時の指示系統の確認	
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			
□			

※必要に応じて、追加・修正して活用すること。

【標準　学校用】震災時の対応チェックリスト《初動対応編》

チェック	項目	内容	マニュアル掲載箇所
□	児童・生徒の安全確保	揺れが収まるまで安全な場所での避難行動を指示	
□	児童・生徒へ避難指示	避難場所を指示し、落ち着いて避難させる。	
□	児童・生徒等の保護	避難後、児童・生徒の点呼・安否確認	
□	火の始末、ガス栓の閉栓等	火を消し、電気のブレーカーを落とし、ガス栓を閉栓して、二次災害を防止する。	
□	初期消火活動	児童生徒の安全確保を最優先し、初期消火活動に従事する。	
□	非常持ち出し	緊急時持ち出し物品リストに基づき、持ち出す。	
□	緊急通報	負傷者や火災等の場合には、「１１９」、「１１０」等に通報 必要に応じて、救命措置を行う。	
□			
□			
□			

【標準　学校用】震災時の対応チェックリスト《二次対応編》

チェック	項目	内容	マニュアル掲載箇所
□	人的・物的被害の確認・報告	被害状況を確認し、学校災害対策本部に報告	
□	被災情報の収集	テレビ、ラジオ、インターネット等で、被災情報や交通情報を収集し、児童・生徒の保護体制を整える。	
□	保護者への連絡・引渡し	保護者が迎えに来た場合及び保護者と連絡がついた場合には帰宅させることができる。	
□	児童・生徒の帰宅方法確認	児童・生徒を帰宅させる場合には、交通機関の運行情報も含めた被災情報及び学校種別等により帰宅方法を決定する。	
□	一時滞在施設の開設・閉鎖	総合防災部の要請に基づき、開設・閉鎖する。	
□	災害時帰宅支援ステーション	帰宅困難者の状況を見ながら、校長の判断により開設。閉鎖に当たっては支援センター、本庁と調整する。	
□	避難所	区市町村からの要請により開設・閉鎖	
□			
□			
□			

※必要に応じて、追加・修正して活用すること。

点検チェックリスト（非構造部材・学校用）

≪点検結果≫
A：異状は認められない、または対策済み
B：異状かどうか判断がつかない、わからない
C：明らかな異状が認められる

記入者名			
点検日			
点検箇所（該当に○）	屋内運動場　教室　特別教室 廊下　昇降口　外部　その他		
階		室名	

番号	点検項目		参照ページ	劣化状況 ※該当欄に○ 脱落 ・落ちそう ・ぶら下がっている ・垂れている ・ずれている	変形 ・凹んでいる ・傾いている ・たわんでいる ・ゆがんでいる ・曲がっている ・ガタついている	剥離 ・剥がれている ・ふかふかする ・膨らんでいる	破損 ・割れている ・折れている ・破れている ・切れている	変質 ・腐っている ・錆びている ・シミがある	点検結果（A･B･C） ※該当結果に○	特記事項（具体的な異状箇所・状態等）
Ⅰ．天井										
(1)	天井	天井材（天井仕上げボード）に破損等の異状は見当たらないか。	22						A・B・C	
Ⅱ．照明器具										
(1)	照明器具	照明器具に変形、腐食等の異状は見当たらないか。	22			／			A・B・C	
Ⅲ．窓・ガラス										
(1)	窓ガラス	窓ガラスにひび割れ等の異状は見当たらないか。	23			／		／	A・B・C	
(2)	窓ガラス周辺	地震時に衝突の危険性のあるものを窓ガラス周辺に置いていないか。	23	／	／	／	／	／	A・B・C	
(3)	建具	建具に変形（たわみ）、腐食、ガタつきは見当たらないか。	24						A・B・C	
(4)	クレセント	開閉可能な窓のクレセントはかかっているか。	24	／	／	／	／	／	A・B・C	
Ⅳ．外壁（外装材）										
(1)	外壁（外装材）	外壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
Ⅴ．内壁（内装材）										
(1)	内壁（内装材）	内壁にひび割れ等の異状は見当たらないか。	25						A・B・C	
Ⅵ．設備機器										
(1)	放送機器・体育器具	本体の傾きや取付金物に腐食、破損等は見当たらないか。	26			／			A・B・C	
(2)	空調室外機	空調室外機は傾いていないか。	26			／			A・B・C	
Ⅶ．テレビなど										
(1)	天吊りテレビ	テレビ本体は天吊りのテレビ台に固定されているか。	27	／	／	／	／	／	A・B・C	
(2)	棚置きテレビ	テレビの転倒・落下防止対策を講じているか。	27	／	／	／	／	／	A・B・C	
(3)	テレビ台	テレビ台の移動・転倒防止対策を講じているか。	28	／	／	／	／	／	A・B・C	
(4)	パソコン	パソコン機器類の転倒・落下防止対策を講じているか。	28	／	／	／	／	／	A・B・C	
Ⅷ．収納棚など										
(1)	書棚・ロッカーなど	書棚等は取付金物で壁や床に固定しているか。	29	／	／	／	／	／	A・B・C	
(2)	棚の積載物	書棚等の上に重量物を置いていないか。	30	／	／	／	／	／	A・B・C	
(3)	薬品棚	薬品棚の移動・転倒防止対策を講じているか。	31	／	／	／	／	／	A・B・C	
(4)	薬品棚の収納物	薬品の容器等の破損・飛び出し防止対策を講じているか。	31	／	／	／	／	／	A・B・C	
Ⅸ．ピアノなど										
(1)	ピアノなど	ピアノ等に滑り・転倒防止対策を講じているか。	33	／	／	／	／	／	A・B・C	
Ⅹ．エキスパンション・ジョイント										
(1)	カバー材	エキスパンション・ジョイントのカバー材が変形または外れていないか。	34			／			A・B・C	
(2)	エキスパンション・ジョイント及びその周辺	エキスパンション・ジョイント及びその周辺に物を置いていないか。	34	／	／	／	／	／	A・B・C	

第４編